

改訂案	現行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第一章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第二章 温泉の保護等（第2条－第24条）</u></p> <p><u>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第25条－第33条）</u></p> <p><u>第四章 温泉の利用（第34条－第57条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「規則」という。）並びに群馬県温泉法施行細則（昭和43年群馬県規則第38号。以下「細則」という。）の施行に関する事務処理及び指導方針を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>第二章 温泉の保護等</p> <p>（温泉保護対策基準）</p> <p>第2条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による許可の申請は、温泉保護のため、<u>次の基準を適用する。</u></p> <p><u>ただし、地熱発電開発に伴う掘削等の許可の申請の場合は、「地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準（別表第1）（以下、「取扱基準」という。）を適用するものとし、本条第1項各号、第3項各号及び第4項は適用しない。</u></p>	<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「規則」という。）並びに群馬県温泉法施行細則（昭和43年群馬県規則第38号。以下「細則」という。）の施行に関する事務処理及び指導方針を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>第二章 温泉の保護等</p> <p>（温泉保護対策基準）</p> <p>第2条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による許可の申請については、温泉保護のため、<u>以下の基準により行うものとする。</u></p>

<p>一 <u>掘削深度が 500 メートル以上の掘削（以下、「大深度温泉掘削」という。）に係る許可の申請の場合は、「大深度温泉掘削基準」（別表第 2）を適用するものとする。ただし、本基準において規定する対象地域に限る。</u></p> <p>二 前号の基準が適用されない<u>許可の申請の場合は、既存源泉から半径 500 メートル以内は掘削禁止とする。</u></p> <p><u>2 前項の申請には、関係法令を遵守する旨の申請者の確約書を添付するものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の申請には、申請地を管轄する市町村長の意見書を添付するとともに、次の各号のいずれかに該当するときは、その既存源泉を所有する者（以下、「源泉所有者」という。）の同意書を添付するものとする。この場合において、意見書及び同意書が得られない場合は、その旨の理由書を添付するものとする。</u></p> <p>一 別表第 3 に掲げる「特別な地域」において、申請地点から半径 3,000m 以内に他の源泉があるとき。</p> <p>二 前号の「特別な地域」以外の「一般的地域」において、申請地点から半径 1,500m 以内に他の源泉があるとき。</p> <p><u>4 前項第 1 号に該当する申請に際し、申請者は事前に科学的影響調査を実施するものとする。申請には、その結果書を添付するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5 第 1 項の申請のうち、温泉掘削申請については、掘削地点選定の根拠として掘削地周辺の地質調査書等を添付し、温泉動力装置許可申請については、事前に揚湯試験及び温泉成分分析を行い、その結果書を添付するものとする。</p> <p>6 前項に規定する揚湯試験については、揚湯試験実施要領（別表第 4）に基づき行うものとする。</p> <p><u>7 代替掘削に係る許可申請については、次に掲げる全ての事項に該当する場合に限り、本条第 1 項及び取扱基準で規定する距離規制は適用しないものとする。</u></p>	<p>一 500m 以上の掘削（以下「大深度温泉掘削」という。）により温泉源の枯渇の恐れ等があると考えられる地域については、「大深度温泉掘削基準」（別表第 1）に掲げる基準を適用する。</p> <p>二 前号の基準が適用されない申請については、既存源泉から半径 500m 以内は掘削禁止とする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 前項の申請には、関係法令を遵守する旨の申請者の確約書及び申請地を所轄する市町村長の意見書を添付するとともに、次の各号のいずれかに該当するときは、付近の温泉源を所有する者（以下「源泉所有者」という。）の同意書を添付するものとする。この場合において、意見書及び同意書が得られない場合は、その旨の理由書を添付するものとする。</u></p> <p>一 別表第 2 に掲げる「特別な地域」において、申請地点から半径 3,000m 以内に他の源泉があるとき。</p> <p>二 前号の「特別な地域」以外の「一般的地域」において、申請地点から半径 1,500m 以内に他の源泉があるとき。</p> <p><u>3 前項第 1 号に該当する申請があった場合、申請者に対して事前に科学的影響調査を実施させるものとする。</u></p> <p><u>4 第 2 項に規定する、「付近源泉」とは、現に浴用、飲用若しくはそれ以外の目的に利用しているもの又は今後の利用計画が明確であるものをいう。</u></p> <p>5 第 1 項の申請のうち、温泉掘削申請については、掘削地点選定の根拠として掘削地周辺の地質調査書等を添付し、温泉動力装置許可申請については、事前に揚湯試験及び温泉成分分析を行い、その結果書及び地質柱状図を添付するものとする。</p> <p>6 前項に規定する「揚湯試験」については、「揚湯試験実施要領」（別表第 3）に基づき行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
---	---

<p>一 <u>現在採取している源泉の泉温や水位、ゆう出量を定期的に自ら把握して記録する等、適切に管理していること。</u></p> <p>二 <u>安定した量の温泉を採取していた井戸が物理的に故障する場合等であること。</u></p> <p>三 <u>代替掘削する源泉からの採取量が従来の採取量を上回らないこと。</u></p> <p>四 <u>代替掘削する源泉からの採取が開始された際は、現在採取している源泉を廃孔し、埋め戻すこと。</u></p> <p>五 <u>代替掘削しようとする者が現在採取している源泉の所有者であること。</u></p>	
<p>8 <u>前項の許可申請は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>一 <u>代替掘削位置選定理由書</u></p> <p>二 <u>被代替掘削井廃孔確約書</u></p> <p>三 <u>被代替掘削井廃孔計画書</u></p>	
<p>(温泉掘削等許可申請者に対する事前指導)</p>	<p>(温泉掘削等許可申請者に対する事前指導)</p>
<p>第3条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請をしようとする者に対して、温泉資源保護の見地から必要があるときは、工事の施工方法等について事前に協議を行い、適切な指導及び助言を行うものとする。</p>	<p>第3条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請をしようとする者に対して、温泉資源保護の見地から必要があるときは、工事の施工方法等について事前に協議を行い、適切な指導及び助言を行うものとする。</p>
<p>(温泉掘削等許可申請書の受付締切り)</p>	<p>(温泉掘削等許可申請書の受付締切り)</p>
<p>第4条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請書は、<u>群馬県自然環境保全審議会温泉部会</u>が開催される月の2月前の月末で受付を締め切るものとする。</p>	<p>第4条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請書は、<u>審議会</u>が開催される月の2月前の月末で受付を締め切るものとする。</p>
<p>(温泉掘削許可申請)</p>	<p>(温泉掘削の許可申請)</p>
<p>第5条 法第3条第1項の規定による申請は、温泉掘削許可申請書（細則別記様式第1号）1部を、<u>知事</u>（提出先は薬務課。以下同じ。）に提出するものとする。</p>	<p>第5条 法第3条第1項の<u>申請</u>については、温泉掘削許可申請書（細則別記様式第1号）1部を<u>知事</u>（提出先は薬務課。以下同じ。）に提出するものとする。</p>
<p>2 <u>前項の申請書を提出する場合には、規則第1条第2項、細則第2条及び要綱第2条に定め</u></p>	<p>2 <u>前項の申請書に添付する書類は、規則第1条第2項及び細則第2条に定めるものの他、以</u></p>

<p>るもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。なお、地熱発電開発に伴う温泉掘削許可申請をする場合は、本条に定める書類のほか、取扱基準に定める書類を添付するものとする。</p> <p>一 <u>附近源泉位置図（掘削地点を中心とした、半径 500 メートル、1,500 メートル、2,000 メートル及び 3,000 メートルの円を記載すること）</u></p> <p>二 <u>工事工程表</u></p> <p>三 <u>温泉利用計画書</u></p> <p>四 <u>掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策事項を記載した書類</u></p> <p>五 <u>地質柱状図作成責任者選任に関する書類</u></p> <p>六 <u>申請者が法人の場合は、全部事項証明書</u></p> <p>3 <u>規則第 1 条第 2 項第 1 号で規定する書面は、掘削をしようとする地点を明示した公図、敷地境界からの距離及び 3 点以上の不動点からの距離を明記した配置図、見取図（2,500 分の 1 程度）及び案内図（25,000 分の 1 程度）によるものとする。</u></p> <p>4 <u>規則第 1 条第 2 項第 3 号で規定する書面は、要綱別記様式第 1 号で例示する、温泉法施行規則第 1 条第 2 項第 3 号に基づく技術基準に適合することを証する書面によるものとする。</u></p> <p>5 <u>規則第 1 条第 2 項第 4 号で規定する規程は、要綱別記様式第 2 号で例示する、災害防止規程によるものとする。</u></p> <p>6 <u>規則第 1 条第 2 項第 6 号で規定する書類は、温泉掘削に必要な土地の掘削のために使用する権利を有することを証する書類（別表第 5）によるものとする。</u></p>	<p>下のおりとする。</p> <p>一 <u>適合書面（規則第 1 条第 2 項第 3 号）（別記様式第 1 号）</u></p> <p>二 <u>災害防止規定（規則第 1 条第 2 項第 4 号）（別記様式第 2 号）</u></p> <p>三 <u>掘削地点を明示した公図及び案内図</u></p> <p>四 <u>附近源泉位置図</u></p> <p>五 <u>工事工程表</u></p> <p>六 <u>温泉を利用とする施設の名称、用途及び構造と、一日あたりの温泉利用量を記載した温泉利用計画書</u></p> <p>七 <u>掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策事項を記載した書類</u></p> <p>八 <u>地質柱状図作成責任者</u></p> <p>九 <u>土地使用権に関する書類（規則第 1 条第 2 項第 6 号）（別表第 4）及び登記事項証明書</u></p> <p>十 <u>申請者が法人の場合は、全部事項証明書</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>
--	--

<p>(有効期間更新申請)</p> <p>第6条 法第5条第2項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)の規定による申請は、有効期間の満了する日の30日前までに、<u>有効期間更新申請書(細則別記様式第2号)</u>1部を、<u>知事に提出するものとする。</u></p>	<p>(有効期間更新申請)</p> <p>第6条 法第5条第2項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)の規定による更新申請は、有効期間の満了する日の30日前までに有効期間更新申請書(細則別記様式第2号)1部を知事に提出するものとする。</p>
<p>(温泉掘削許可等合併・分割承継承認申請)</p> <p>第7条 法第6条第1項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)の規定による<u>申請をしようとする法人は、合併又は分割の予定日から30日前までに、温泉掘削許可等合併・分割承継承認申請書(細則別記様式第3号)1部を、知事に提出するものとする。</u></p>	<p>(掘削許可等合併・分割承継承認申請)</p> <p>第7条 法第6条第1項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)の規定により、<u>許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉掘削許可等合併・分割承継承認申請書(細則別記様式第3号)1部を、合併又は分割の予定日から30日前までに知事に提出するものとする。</u></p>
<p>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第3条第2項で定める書類を添付するものとする。</p> <p>3 法第6条第1項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)の規定により、掘削許可等の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉掘削等許可地位承継の効力発生届(要綱別記様式第3号)1部を、<u>知事に提出するものとする。</u></p> <p>4 前項の届出には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書</p> <p>二 法人の役員が<u>法6条第1項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)</u>による申請時と異なる場合は、当該役員が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>三 <u>規則第1条第2項第4号に規定する災害防止規程(要綱別記様式第2号で例示)</u></p>	<p>(新規)</p> <p>2 法第6条第1項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)の規定により、掘削等の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉掘削等許可地位承継の効力発生届(別記様式第3号)1部を知事に提出するものとする。</p> <p>3 前項の届出には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書</p> <p>二 法人の役員が第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(新規)</p>
<p>(温泉掘削許可等相続承継承認申請)</p> <p>第8条 法第7条第1項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)の規定による<u>申請をしようとする者は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉掘削等相続承継承認申請書(細</u></p>	<p>(掘削許可等相続承継承認申請)</p> <p>第8条 法第7条第1項(法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。)の規定により、<u>相続により許可を受けた地位の承継をしようとする場合は、被相続人の死亡後60日以内に、</u></p>

<p>則別記様式第4号) 1部を、知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第4条第2項で定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 規則第1条第2項第4号に規定する災害防止規程(要綱別記様式第2号で例示)</p> <p>(温泉掘削等のための施設等変更許可申請)</p> <p>第9条 法第7条の2第1項(法第11条第2項で準用する場合を含む。)の規定による申請をしようとする者は、掘削のための施設等変更許可申請書(細則別記様式第5号)1部を、知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第4条の3第2項で定める書類を添付するものとする。</p> <p>(温泉増掘許可申請)</p> <p>第10条 法第11条第1項の規定による増掘の許可の申請をしようとする者は、温泉増掘許可申請書(細則別記様式第7号)1部を、知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第6条第2項及び要綱第2条で定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。なお、地熱発電開発に伴う温泉増掘許可申請をする場合は、本条に定める書類のほか、取扱基準に定める書類を添付するものとする。</p> <p>一 申請理由書</p> <p>二 附近源泉位置図(掘削地点を中心とした、半径500メートル、1,500メートル、2,000メートル及び3,000メートルの円を記載したもの)</p> <p>三 地質柱状図</p> <p>四 掘削孔断面図</p> <p>五 工事工程表</p>	<p>温泉掘削等相続承継承認申請書(細則別記様式第4号)1部を知事に提出するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(温泉掘削等のための施設等変更許可申請)</p> <p>第9条 法第7条の2第1項(法第11条第2項で準用する場合を含む。)の規定により、掘削・増掘のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとする場合は、掘削のための施設等変更許可申請書(細則別記様式第5号)1部を知事に提出するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(温泉増掘許可申請)</p> <p>第10条 法第11条第1項の温泉ゆう出路を増掘する申請については、温泉増掘許可申請書(細則別記様式第7号)1部を知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書に提出する書類は、規則第6条第2項に定めるものの他、以下のとおりとする。</p> <p>一 適合書面(規則第6条第2項第3号)(別記様式第1号)</p> <p>二 災害防止規定(規則第6条第2項第4号)(別記様式第2号)</p> <p>三 増掘地点を明示した公図及び案内図</p> <p>四 予定掘削孔の断面図(ゆう出路、掘削孔の口径及び深さを明記したもの)</p> <p>五 現掘削孔の地質柱状図</p>
---	---

<p>六 <u>温泉利用計画書</u></p> <p>七 <u>増掘工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策事項を記載した書類</u></p> <p>八 <u>地質柱状図作成責任者選任に関する書類</u></p> <p>九 <u>申請者が法人の場合は、全部事項証明書</u></p> <p>3 <u>規則第6条第2項第1号で規定する書面は、増掘をしようとする地点を明示した公図、配置図、見取図（2,500分の1程度）及び案内図（25,000分の1程度）によるものとする。</u></p> <p>4 <u>規則第6条第2項第3号で規定する書面は、要綱別記様式第1号で例示する、温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面によるものとする。</u></p> <p>5 <u>規則第6条第2項第4号で規定する規程は、要綱別記様式第2号で例示する、災害防止規程によるものとする。</u></p> <p>(温泉動力装置許可申請)</p> <p>第11条 法第11条第1項の規定による動力の装置の許可の申請をしようとする者は、温泉動力装置許可申請書（細則別記様式第8号）1部を、<u>知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書を提出する場合には、規則第6条第2項及び要綱第2条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。なお、地熱発電開発に伴う温泉動力装置許可申請をする場合は、本条に定める書類のほか、取扱基準に定める書類を添付するものとする。</u></p> <p>一 <u>申請理由書</u></p> <p>二 <u>附近源泉位置図（掘削地点を中心とした、半径500メートル、1,500メートル、2,000メートル及び3,000メートルの円を記載すること）</u></p> <p>三 <u>地質柱状図</u></p> <p>四 <u>掘削孔断面図</u></p> <p>五 <u>動力装置の選定理由書</u></p>	<p>六 <u>工事工程表</u></p> <p>七 <u>温泉を利用しようとする施設の名称、用途及び構造と、一日あたりの温泉利用量を記載した温泉利用計画書</u></p> <p>八 <u>掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策事項を記載した書類</u></p> <p>九 <u>地質柱状図作成責任者</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(温泉動力装置許可申請)</p> <p>第11条 法第11条第1項の<u>動力装置の許可申請については、温泉動力装置許可申請書（細則別記様式第8号）1部を知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書に添付する書類は、規則第6条第2項に定めるものの他、以下のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さ、ポンプの位置並びに自然水位及び稼動水位を明記したもの）</u></p> <p>二 <u>地質柱状図</u></p> <p>三 <u>揚湯試験結果</u></p> <p>四 <u>温泉成分分析書の写</u></p> <p>五 <u>ポンプ選定理由書</u></p>
--	--

<p>六 動力装置の概要</p> <p>七 水位計設置計画書</p> <p>八 温泉利用計画書</p> <p>九 <u>申請者が法人の場合は、全部事項証明書</u></p> <p>3 <u>規則第6条第2項第1号で規定する書面は、動力の装置をしようとする地点を明示した公図、配置図、見取図（2,500分の1程度）及び案内図（25,000分の1程度）によるものとする。</u></p> <p>（目的外の掘削）</p> <p>第12条 既存の温泉地内及びその周辺において、温泉を湧出させる目的以外で土地を掘削しようとする者に対して、掘削地域周辺において科学的調査等に基づき総合的に判断して明らかに温泉湧出が推知される場合は、事前に法第3条第1項の規定による申請書を知事あてに提出させるものとする。ただし、地下水採取以外の目的で行う鉱物及び土石類の採掘並びにダム、その他の工作物の建設を目的とする掘削は、この限りでない。</p> <p>（温泉掘削等許可申請に基づく現地調査）</p> <p>第13条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請を受理したときは、申請者及び温泉掘削等予定地の所在する保健所職員並びに関係者の立会いの上、温泉掘削許可申請に基づく現地調査書（要綱別記様式第4号）又は温泉増掘（動力装置）許可申請に基づく現地調査書（要綱別記様式第5号）により現地調査を行うものとする。</p> <p>（工事施工方法の指導方針）</p> <p>第14条 <u>法第3条第1項又は法第11条第1項の規定による掘削又は増掘は、原則垂直掘りとする。ただし、取扱基準を適用する場合を除く。</u></p>	<p>六 動力装置の概要 <u>（カタログ等）</u></p> <p>七 水位計設置計画書</p> <p>八 <u>温泉を利用しようとする施設の名称、用途及び構造と、一日あたりの温泉利用量を記載した温泉利用計画書</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（目的外の掘削）</p> <p>第12条 既存の温泉地内及びその周辺において、温泉を湧出させる目的以外で土地を掘削しようとする者に対して、掘削地域周辺において科学的調査等に基づき総合的に判断して明らかに温泉湧出が推知される場合は、事前に法第3条第1項の規定による申請書を知事あてに提出させるものとする。ただし、地下水採取以外の目的で行う鉱物及び土石類の採掘並びにダム、その他の工作物の建設を目的とする掘削は、この限りでない。</p> <p>（温泉掘削等許可申請に基づく現地調査）</p> <p>第13条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請を受理した場合は、申請者及び温泉掘削等予定地の所在する保健所職員並びに関係者の立会いの上、温泉掘削許可申請に基づく現地調査書（別記様式第4号）又は温泉増掘（動力装置）許可申請に基づく現地調査書（別記様式第5号）により現地調査を行うものとする。</p> <p>（工事施工方法の指導方針）</p> <p>第14条 <u>温泉掘削は、原則として垂直掘りとし、自然環境の保全に努めながら工事を施工するよう指導するものとする。</u></p>
--	--

<p>(温泉掘削等許可済標識の掲示)</p> <p>第15条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者は、工事に着手する日までに、その掘削等の工事現場に、温泉掘削等許可済標識（<u>要綱別記様式第6号</u>）を掲示するものとする。</p>	<p>(温泉掘削等許可済標識の掲示)</p> <p>第15条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者は、工事に着手する日までに、その掘削等の工事現場に、温泉掘削等許可済標識（<u>別記様式第6号</u>）を掲示しなければならない。</p>
<p>(工事着手届)</p> <p>第16条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者は、工事に着手した日から7日以内に、<u>温泉掘削・増掘・動力装置工事着手届出書（要綱別記様式第7号）1部を、知事に提出するものとする。</u></p>	<p>(工事着手届)</p> <p>第16条 法第3条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者は、工事に着手した日から7日以内に温泉掘削・増掘・動力装置工事着手届出書（<u>別記様式第7号</u>）を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(温泉掘削等工事状況報告)</p> <p>第17条 前条の届出を行った者のうち、掘削又は増掘の工事を行う者は、<u>工事が完了するまでの間、毎月翌月10日までに、温泉工事状況報告書（要綱別記様式第8号）1部を、知事に提出するものとする。</u></p>	<p>(温泉掘削等工事状況報告)</p> <p>第17条 前条の届出を行ったものは、掘削又は増掘の工事が完了するまでの間、<u>温泉工事状況報告書（別記様式第8号）を翌月10日までに毎月知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>(温泉工事等の完了又は廃止の届出)</p> <p>第18条 <u>法第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、遅滞なく、工事完了・廃止届出書（細則別記様式第6号）1部を、知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の届出書を提出する場合には、規則第5条第2項で定める書類を添付するものとする。</u> <u>なお、掘削により温泉がゆう出した場合は、規則で定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 掘削孔断面図 二 地質柱状図 	<p>(温泉工事等の完了又は廃止の届出)</p> <p>第18条 <u>法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者が、工事を完了又は廃止した場合は、規則第5条第2項に定める記録を添付の上、速やかに温泉工事完了・廃止届（細則別記様式第6号）1部を知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>掘削により温泉がゆう出した場合は、前項の届出に次の書類を添付するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 掘削孔の断面図（<u>ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さを明記したもの</u>） 二 地質柱状図（<u>作成責任者が明示されたもの</u>）

<p>三 電気検層及び温度検層の結果を記載した書類</p> <p>(工事着手及び工事完了に伴う現地調査)</p> <p>第 19 条 <u>要綱第 16 条及び法第 8 条第 1 項の規定による届出を受理したときは</u>、届出者及び温泉掘削等予定地の所在する保健所職員並びに関係者の立会いの上、温泉（掘削・増掘・動力装置）工事着手・完了現地調査書（<u>要綱別記様式第 9 号</u>）により、<u>現地調査を行うものとする。</u></p> <p>(温泉動力装置の変更届)</p> <p>第 20 条 法第 11 条第 1 項の許可を受けた者が、温泉動力装置の更新又は機種の変更(ただし、許可の範囲内とする。)を行う場合は、<u>事前に</u>、温泉動力装置変更届（<u>要綱別記様式第 10 号</u>）<u>1 部を</u>、<u>知事に提出するものとする。</u></p> <p>(温泉発見届)</p> <p>第 21 条 自然<u>湧</u>出の温泉を発見し、温泉の採取及び公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、温泉を採取<u>及び</u>利用する前に、温泉発見届（<u>要綱別記様式第 11 号</u>）<u>1 部を</u>、<u>知事に提出するものとする。</u></p> <p>(未利用源泉に対する指導)</p> <p>第 22 条 <u>温泉源泉台帳（要綱別記様式第 33 号）に登載された源泉で、未利用のもの（以下、「未利用源泉」という。）について、その状況が長期間継続している場合には、温泉所有者に対して利用を図るよう指導するものとする。ただし、温泉が湧出しない未利用源泉又は利用される見込みのない未利用源泉については、次項に規定する原状回復の措置を執らせ、源泉廃孔届（<u>要綱別記様式第 12 号</u>）<u>1 部を</u>、<u>知事あてに提出させるものとする。</u></u></p> <p><u>2 前項の届出に際し、温泉所有者が行う原状回復の措置は次のとおりとする。</u></p>	<p>三 電気検層及び温度検層の結果を記載した書類</p> <p>(工事着手及び工事完了に伴う現地調査)</p> <p>第 19 条 <u>前条及び第 8 条の規定による届出を受理した場合は</u>、届出者及び温泉掘削等予定地の所在する保健所職員並びに関係者の立会いの上、温泉（掘削・増掘・動力装置）工事着手・完了現地調査書（<u>別記様式第 9 号</u>）により現地調査を行うものとする。</p> <p>(温泉動力装置の変更届)</p> <p>第 20 条 法第 11 条第 1 項の許可を受けた者が、温泉動力装置の更新又は機種の変更(ただし、許可の範囲内とする。)を行う場合は、温泉動力装置<u>の変更届</u>（<u>別記様式第 10 号</u>）を<u>知事あて 1 部提出するものとする。</u></p> <p>(温泉発見届)</p> <p>第 21 条 自然<u>湧</u>出の温泉を発見し、温泉の採取及び公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、温泉を採取<u>又は</u>利用する前に、温泉発見届（<u>別記様式第 11 号</u>）<u>1 部を</u>知事に<u>届け出なければならぬ。</u></p> <p>(未利用源泉に対する指導)</p> <p>第 22 条 <u>法第 3 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の許可を受けて温泉掘削等の工事を終了した源泉で、未利用のもの（以下「未利用源泉」という。）について、その状況が長期間継続している場合には、温泉所有者に対して早急に利用を図るよう指導するものとする。ただし、温泉掘削等の許可を受けた掘削井で、温泉が湧出しないもの又は利用される見込みのないものについては、原状回復の措置を執らせ、源泉廃孔届（<u>別記様式第 12 号</u>）<u>を</u>知事あてに提出させるものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
---	--

<p>二 <u>掘削井の場合は、温泉がゆう出しないよう埋戻しの措置を講じるものとする。なお、法第14条の2第1項の許可を受けた温泉井戸については、「可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法（平成27年3月）環境省自然環境局」に基づき現状回復の措置を講じるものとする。</u></p> <p>二 <u>自然ゆう出している源泉の場合は、源泉周辺に装置した設備等を撤去する等、発見時の状況に回復するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2 <u>前項の届出に基づき、薬務課は温泉源泉台帳を整理するものとする。</u></p>
<p>(未利用源泉に対する影響の取り扱い)</p> <p>第23条 将来的に利用される見込みのない未利用源泉に対して法第4条第1項第1号の影響を及ぼした場合、法第9条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 原則として5年以上継続して利用していない未利用源泉は、<u>要綱第2条第3項及び取扱基準6（1）</u>に規定する、同意書取得の対象となる<u>既存源泉</u>に含めないものとする。</p>	<p>(未利用源泉に対する影響の取り扱い)</p> <p>第23条 <u>温泉掘削等による</u>将来的に利用される見込みのない未利用源泉に対して法第4条第1項第1号から第3号までの影響を及ぼした場合、法第9条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 原則として5年以上継続して利用していない未利用源泉は、第2条第2項に規定する「<u>同意書取得の対象となる付近源泉</u>」に含めないものとする。</p>
<p>(休止源泉等の復旧に係る許可申請)</p> <p>第24条 温泉利用していたものの、現在、長期間埋没している源泉、温泉が<u>ゆう</u>出しない源泉又は<u>ゆう</u>出量の減少により利用されないまま放置され廃孔となった源泉を復旧しようとするときは、法第3条第1項又は法第11条第1項の規定による許可申請を、温泉所有者に対して行わせるものとする。</p>	<p>(休止源泉等の復旧に係る許可申請)</p> <p>第24条 温泉利用していたものの、現在、長期間埋没している源泉、温泉が<u>湧</u>出しない源泉又は<u>湧</u>出量の減少により利用されないまま放置され廃孔となった源泉を復旧しようとするときは、法第3条第1項又は法第11条第1項の規定による許可申請を、温泉所有者に対して行わせるものとする。</p>
<p>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止</p> <p>(温泉採取許可申請)</p> <p>第25条 法第14条の2第1項の<u>規定による</u>申請をしようとする者は、温泉採取許可申請書（細則別記様式第9号）1部を、<u>知事</u>に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、<u>規則第6条の2第2項に定めるもののほか</u>、次に掲げ</p>	<p>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止</p> <p>(温泉採取の許可申請)</p> <p>第25条 法第14条の2第1項の申請をしようとする者は、温泉採取許可申請書（細則別記様式第9号）1部を知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、<u>規則に定めるものの他</u>、<u>次の各号に掲げる書類を添付</u></p>

<p>る書類を添付するものとする。なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した温泉法第 18 条第 2 項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。</p> <p>一 温泉採取を行おうとする場所の位置図</p> <p>二 申請者が法人の場合は、全部事項証明書</p>	<p>させるものとする。</p> <p>なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した温泉法第 18 条第 2 項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。</p> <p>一 温泉採取を行おうとする場所の位置図</p> <p>二 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が規則第 6 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記様式第 13 号）</p> <p>三 規則第 6 条の 3 第 1 項第 10 号に規定する採取時災害防止規程（別記様式第 14 号）</p> <p>四 申請者が法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>五 申請者が法人の場合は、全部事項証明書</p>
<p>3 規則第 6 条の 2 第 2 項第 2 号で規定する書面は、要綱別記様式第 13 号で例示する、温泉法施行規則第 6 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく技術基準に適合することを証する書面によるものとする。</p>	<p>(新規)</p>
<p>4 規則第 6 条の 2 第 2 項第 5 号で規定する規程は、要綱別記様式第 14 号で例示する、災害防止規程によるものとする。</p> <p>(温泉採取許可合併・分割承継承認申請)</p>	<p>(新規)</p> <p>(温泉採取許可合併・分割承継承認申請)</p>
<p>第 26 条 法第 14 条の 3 第 1 項の規定による申請をしようとする法人は、合併又は分割の予定日から 30 日前までに、温泉採取許可合併・分割承継承認申請書（細則別記様式第 10 号）1 部を、知事に提出するものとする。</p>	<p>第 26 条 法第 14 条の 3 第 1 項の規定により、許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉採取許可合併・分割承継承認申請書（細則様式第 10 号）1 部を、合併又は分割の予定日から 30 日前までに知事に提出させるものとする。</p>
<p>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第 6 条の 4 第 2 項で定める書類を添付するものとする。</p> <p>3 法第 14 条の 3 第 1 項の規定により、温泉採取の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後 30 日以内に、温泉採取許可地位承継の効力発生届（要綱別記様式第 15 号）1 部を、知事に提出</p>	<p>(新規)</p> <p>2 法第 14 条の 3 第 1 項の規定により、温泉採取の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後 30 日以内に、温泉採取許可承継効力発生届（別記様式第 15 号）1 部を知事に提出するものとする。</p>

<p>するものとする。</p> <p><u>4</u> 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書</p> <p>二 法人の役員が<u>法第 14 条の 3 第 1 項</u>による申請時と異なる場合は、当該役員が法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>三 <u>規則第 6 条の 2 第 2 項第 5 号</u>に規定する採取時災害防止規程（要綱別記様式第 14 号で例示）</p> <p>（温泉採取許可相続承継承認申請）</p> <p>第 27 条 法第 14 条の 4 第 1 項の規定による申請をしようとする者は、被相続人の死亡後 60 日以内に、温泉採取許可相続承継承認申請書（細則別記様式第 11 号）1 部を、<u>知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の申請書を提出する場合には、規則第 6 条の 5 第 2 項で定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 <u>規則第 6 条の 2 第 2 項第 5 号</u>に規定する採取時災害防止規程（要綱別記様式第 14 号で例示）</p> <p>（可燃性天然ガス濃度確認申請）</p> <p>第 28 条 法第 14 条の 5 第 1 項の<u>規定による</u>申請をしようとする者は、可燃性天然ガスの確認申請書（細則別記様式第 12 号）<u>1 部を、知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の申請書を提出する場合には、規則第 6 条の 7 第 2 項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した温泉法第 18 条第 2 項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。</p>	<p>る。</p> <p><u>3</u> 前項の届出には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書</p> <p>二 法人の役員が第 1 項による申請時と異なる場合は、当該役員が温泉法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>（温泉採取許可相続承継承認申請）</p> <p>第 27 条 法第 14 条の 4 第 1 項の規定により、<u>許可を受けた者の地位を承継しようとする場合は、被相続人の死亡後 60 日以内に、温泉採取許可相続承継承認申請書（細則様式第 17 号）1 部を知事に提出させるものとする。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（可燃性天然ガス濃度確認申請）</p> <p>第 28 条 法第 14 条の 5 第 1 項の申請をしようとする者は、可燃性天然ガスの確認申請書（細則様式第 12 号）<u>2 部（正本 1 部、副本 1 部）を知事（当該申請に係る区域を管轄する保健所長）に提出するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の申請書を提出する場合には、規則に定められているものの他、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した温泉法第 18 条第 2 項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。</p>
--	---

<p>一 <u>メタン濃度の測定の結果報告書の写し</u></p> <p>二 申請者が法人の場合は、<u>法人登記簿謄本（登記事項証明書）</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位承継届出)</p> <p>第 29 条 法第 14 条の 6 第 2 項の規定による<u>届出をしようとする者は、確認を受けた者の地位承継届出書（細則別記様式第 13 号） 2 部（正本 1 部、副本 1 部）を、</u>知事（当該申請に係る区域を管轄する保健所長）に提出するものとする。</p> <p><u>2 前項の届出書を提出する場合には、規則第 6 条の 8 第 2 項で定める書類を添付するものとする。</u></p>	<p>一 <u>メタン濃度の測定の結果報告書</u></p> <p>二 申請者が法人の場合は、<u>法人登記簿謄本（登記事項証明書）</u></p> <p>3 保健所長は、前項の届出を受け付けたときは、正本 1 通を知事あてに進達するものとする。</p> <p>(可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位承継届出)</p> <p>第 29 条 法第 14 条の 6 第 2 項の規定により、<u>確認を受けた者が、合併・分割又は相続により他の者にその地位を承継した場合は、確認を受けた者の地位承継届出書（細則別記様式第 13 号） 2 部（正本 1 部、副本 1 部）を知事（当該申請に係る区域を管轄する保健所長）に提出するものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>3 保健所長は、<u>法第 14 条の 6 第 2 項の届出を受け付けたときは、正本 1 部</u>を知事あてに進達するものとする。</p> <p>(温泉採取のための施設等変更許可申請)</p> <p>第 30 条 法第 14 条の 7 第 1 項の規定による<u>申請をしようとする者は、温泉採取のための施設等変更許可申請書（細則別記様式第 14 号） 1 部を、</u>知事に提出するものとする。</p> <p><u>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第 6 条の 10 第 2 項で定める書類を添付するものとする。</u></p> <p>3 法第 <u>14</u> 条の 7 第 1 項の規定により、<u>温泉採取のための施設等の変更許可を受けた者が、工事を完了した場合は、速やかに、温泉採取施設等変更許可工事完了届（要綱別記様式第 16 号） 1 部を、</u>知事に提出するものとする。</p> <p>4 前項の届出書を提出する場合には、<u>次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u>なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した温泉法第 <u>18</u> 条第 2 項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。</p>	<p>2 保健所長は、<u>前項の届出を受け付けたときは、正本 1 通</u>を知事あてに進達するものとする。</p> <p>(温泉採取のための施設等変更許可申請)</p> <p>第 30 条 法第 14 条の 7 第 1 項の規定により、<u>温泉採取のための施設等を変更しようとする者は、温泉採取施設等変更許可申請書（細則様式第 14 号） 1 部を知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 法第 <u>14</u> 条の 7 第 1 項の規定により、<u>温泉採取のための施設等の変更許可を受けた者が、工事を完了した場合は、速やかに温泉採取の施設等変更許可に係る工事完了届（別記様式第 16 号） 1 部を知事に提出するものとする。</u></p> <p>3 前項の届出を提出する場合は、<u>規則第 6 条の 10 第 2 項各号に掲げる書類を添付させるものとする。</u>なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した温泉法第 <u>18</u> 条第 2 項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。</p>

<p>一 設備の設置の状況を現した写真</p> <p>二 温泉法施行規則第6条の2第2項第4号に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果</p> <p>(温泉採取の許可申請に基づく現地調査)</p> <p>第31条 法第14条の2第1項の規定による申請を受理したときは、申請者及び温泉採取予定地を管轄する保健所の職員並びに関係者の立会いの上、温泉採取許可申請に基づく現地調査書(要綱別記様式第17号)により、<u>現地調査を行うものとする。</u></p> <p>(温泉採取事項変更届)</p> <p>第32条 法第14条の2第1項の許可又は第14条の5第1項の確認を受けた者が、採取のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上、<u>法第14条の7第1項に規定する変更</u>に該当しない軽微な変更又は住所、氏名等を変更した場合は、温泉採取(許可・確認)事項変更届(要綱別記様式第18号)1部を、<u>知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図</p> <p>二 規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程を変更した場合にあっては、変更後の当該規程</p> <p>(温泉採取事業廃止届)</p> <p>第33条 法第14条の8第1項の規定による届出をしようとする者は、<u>遅滞なく、温泉採取事業廃止届出書(細則別記様式第15号)1部を、知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 前項の届出書を提出する場合であって、<u>法第14条の2第1項の許可を受けた者</u>にあっては、<u>規則第6条の11第2項で定める書類を添付するものとする。</u></p>	<p>一 設備の設置の状況を現した写真</p> <p>二 温泉法施行規則第6条の2第2項第4号に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果 <u>メタン濃度については、測定の結果報告書</u></p> <p>(温泉採取の許可申請に基づく現地調査)</p> <p>第31条 法第14条の2第1項の規定による申請を受理した場合は、申請者及び関係者の立会いの上、温泉採取許可申請に基づく現地調査書(別記様式第17号)により現地調査を行うものとする。</p> <p>(温泉採取事項変更届)</p> <p>第32条 法第14条の2第1項の許可又は第14条の5第1項の確認を受けた者が、採取のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上、<u>前条第1項に規定する変更</u>に該当しない軽微な変更又は住所、氏名等を変更した場合は、温泉採取(許可・確認)事項変更届(別記様式第18号)1部を知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の施設に係る変更については、<u>次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。</u></p> <p>一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図</p> <p>二 規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程を変更した場合にあっては、変更後の当該規程</p> <p>(温泉採取事業廃止届)</p> <p>第33条 法第14条の2第1項の許可又は第14条の5第1項の確認を受けた者が、<u>採取の事業を廃止した場合は、遅滞なく温泉採取事業廃止届出書(細則様式第15号)1部を知事に提出させるものとする。</u></p> <p>(新規)</p>
--	--

<p>第四章 温泉の利用</p> <p>(温泉利用許可申請)</p> <p>第 34 条 法第 15 条第 1 項の<u>規定による</u>申請をしようとする者は、温泉利用許可申請書(細則別記様式第 16 号) 1 部を、<u>当該申請に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</u></p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第 7 条第 2 項及び細則第 16 条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 源泉から施設までの引湯経路図</p> <p>二 施設配置図</p> <p>三 利用施設の立面図(硫黄泉の浴用及び硫黄泉以外の飲用の場合)</p> <p>四 温泉利用基準(飲用利用基準)(平成 19 年 10 月 1 日付け環自総発第 071001002 号)及び飲泉施設設置基準(別表第 6)に基づく検査結果(硫黄泉以外の飲用の場合)</p> <p>五 温泉成分分析書の写し</p> <p>六 申請者が法人の場合は、全部事項証明書</p> <p>3 前項第五号の温泉成分分析書の写しの取扱いは次によるものとする。</p> <p>一 温泉の浴用にあたっては、原則として利用場所(浴室、浴槽、温泉スタンド、その他温泉を注入する蛇口)における分析結果とするが、<u>源泉と利用場所との間でその成分に差異がないと認められるときは、源泉における分析結果をもって代えることができる。なお、10 年以内に実施した分析結果とする。</u></p> <p>二 温泉の飲用にあたっては、<u>飲泉口における分析結果とする。なお、3 年以内に実施した分析結果とする。</u></p>	<p>第四章 温泉の利用</p> <p>(温泉利用許可申請)</p> <p>第 34 条 法第 15 条第 1 項の申請をしようとする者は、温泉利用許可申請書(細則様式第 16 号) 1 部を当該申請に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書を提出させる場合には、規則に定めるものの他、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>一 源泉から施設までの引湯経路図</p> <p>二 施設平面図及び配置図(浴室を有する施設の場合)</p> <p>三 利用施設(浴室又は飲泉所)の立面図(硫化水素泉の浴用及び硫化水素泉以外の温泉の飲用の場合)</p> <p>四 温泉利用基準(昭和 50 年 7 月 12 日付け環自企第 424 号環境庁自然保護局長通知)及び飲泉施設設置基準(別表第 5)に基づく検査結果(硫化水素泉以外の温泉の飲用の場合)</p> <p>五 温泉成分分析書</p> <p>六 温泉利用についての承諾書又は引湯契約書等(温泉権利者と温泉利用者が異なる場合)</p> <p>七 申請者が、温泉法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>八 申請者が法人の場合は、全部事項証明書</p> <p>3 前項第五号の温泉成分分析書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ 温泉の浴用にあたっては、原則として利用場所(浴室、浴槽、<u>飲泉所</u>、温泉スタンド、その他温泉を注入する蛇口)における分析結果とするが、<u>温泉及び成分に差異がないと認められるときは、源泉における分析結果をもって代えることができる。なお、10 年以内の分析結果とする。</u></p> <p>ロ 温泉の飲用にあつては、3 年以内に<u>利用場所において実施した分析結果とする。</u></p>
--	--

<p>(温泉利用許可申請者に対する事前指導)</p> <p>第 35 条 保健所長は、<u>硫黄泉</u>の浴用利用許可申請をしようとする者に対して、「<u>公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準</u>（平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号）」に基づき、利用施設の構造、利用源泉の管理及び硫化水素ガス除去等について指導するものとする。</p> <p>2 保健所長は、温泉の飲用利用許可申請をしようとする者に対して、温泉利用基準（<u>飲用利用基準</u>）及び飲泉施設設置基準（別表第 6）に基づき、利用施設の構造、設置場所及び利用源泉の管理等について指導するとともに、利用予定源泉について、<u>一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素（TOC）</u>の検査を行わせ、基準に適合していることを確認するものとする。</p>	<p>(温泉利用許可申請者に対する事前指導)</p> <p>第 35 条 保健所長は、<u>硫化水素泉</u>の浴用利用許可申請をしようとする者に対して、<u>温泉利用基準</u>に基づき、利用施設の構造、利用源泉の管理及び硫化水素ガス除去等について指導するものとする。</p> <p>2 保健所長は、温泉の飲用利用許可申請をしようとする者に対して、温泉利用基準及び飲泉施設設置基準（別表第 5）に基づき、利用施設の構造、設置場所及び利用源泉の管理等について指導するとともに、利用予定源泉について一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素（TOC）の検査を行わせ、基準に適合していることを確認するものとする。</p>
<p>(温泉利用許可申請に基づく現地調査)</p> <p>第 36 条 保健所長は、法第 15 条第 1 項の規定による申請を<u>受理したときは</u>、申請者立会いの上、温泉利用許可申請に基づく現地調査書（<u>要綱別記様式第 19 号</u>）により、<u>現地調査を行うものとする</u>。</p>	<p>(温泉利用許可申請に基づく現地調査)</p> <p>第 36 条 保健所長は、法第 15 条第 1 項の規定による申請を<u>受け付けたときは</u>、<u>職員に申請者立会いの上、温泉利用許可申請に基づく現地調査書（別記様式第 19 号）により現地調査を行わせるものとする</u>。</p>
<p>(温泉利用許可の単位)</p> <p>第 37 条 法第 15 条第 1 項の規定による許可の単位等は、別表第 7 によるものとする。</p>	<p>(温泉利用許可の単位)</p> <p>第 37 条 法第 15 条第 1 項の規定による許可の単位等は、別表第 6 によるものとする。</p>
<p>(温泉利用に係る審査)</p> <p>第 38 条 知事は、温泉利用に係る審査について、<u>一般社団法人群馬県温泉協会</u>長から意見を徴することができるものとする。</p> <p>2 <u>一般社団法人群馬県温泉協会</u>長は、知事から依頼のあった審査について、温泉利用認定委員会を開催し、審査結果を知事あてに報告するものとする。</p>	<p>(温泉利用に係る審査)</p> <p>第 38 条 知事は、温泉利用に係る審査について、<u>社団法人群馬県温泉協会</u>長から意見を徴することができるものとする。</p> <p>2 <u>社団法人群馬県温泉協会</u>長は、知事から依頼のあった審査について、温泉利用認定委員会を開催し、審査結果を知事あてに報告するものとする。</p>
<p>(温泉の禁忌症・適応症及び入浴（飲用）上の注意事項の決定)</p>	<p>(温泉の禁忌症・適応症及び入浴（飲用）上の注意事項の決定)</p>

<p>第 39 条 保健所長は、法第 15 条第 1 項の規定による許可を行ったときは、<u>「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」及び「鉱泉分析法指針（平成 26 年度改訂）」について（平成 26 年 7 月 1 日付け環自総発第 1407012 号環境省自然環境局長通知）」及び「療養泉に該当しない温泉の適応症について（通知）（平成 8 年 11 月 12 日付け衛生環境部長（薬務課）通知）」に基づき、温泉の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項を決定し、温泉の禁忌症・適応症及び（入浴・飲用）上の注意決定書（要綱別記様式第 20 号）により申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>また、法第 15 条第 1 項の規定による許可のうち、温泉を足湯又は手湯等として、公共の浴用に供する場合は、「足湯に係る法 14 条（現行法 18 条）の掲示等について（通知）（平成 16 年 1 月 7 日付け薬第 113-1 号保健福祉部長（薬務課）通知）」に準じて、温泉の禁忌症・適応症及び入浴上の注意事項を決定し、温泉の禁忌症・適応症及び入浴上の注意決定書（要綱別記様式第 21 号）により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>利用する温泉の泉質が変わった場合等により、温泉の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項の再決定を受けようとする者は、温泉の禁忌症・適応症及び入浴（飲用）上の注意再決定願（要綱別記様式第 22 号）1 部を、温泉成分分析書の写しを添えて、当該再決定願に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>保健所長は、前項の再決定願を受理したときは、温泉の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項の再決定を行い、温泉の禁忌症・適応症及び（入浴・飲用）上の注意決定書（要綱別記様式第 20 号）又は温泉の禁忌症・適応症及び入浴上の注意決定書（要綱別記様式第 21 号）により再決定を受けようとする者に通知するものとする。</u></p> <p>（温泉利用許可済証の掲示）</p> <p>第 40 条 保健所長は、法第 15 条第 1 項の規定による許可を行ったときは、温泉利用許可済証（要綱別記様式第 23 号）を、申請者に交付するものとする。</p> <p>2 法第 15 条第 1 項の許可を受けた者は、<u>前項の温泉利用許可済証（要綱別記様式第 23 号）</u></p>	<p>第 39 条 保健所長は、法第 15 条第 1 項の規定による許可を行ったときは、<u>「温泉法第 13 条の運用について（昭和 57 年 5 月 25 日付け環自施第 227 号環境庁自然保護局長通知）」に基づき、温泉の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項を決定し、温泉の禁忌症・適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書（別記様式第 20 号）により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>保健所長は、法第 18 条第 3 項の規定により温泉成分分析を行った結果、泉質が変わった場合には、温泉の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項の再決定を行い、温泉の禁忌症・適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書（別記様式第 20 号）により通知するものとする。</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（温泉利用許可済証の掲示）</p> <p>第 40 条 <u>（新規）</u></p> <p>法第 15 条第 1 項の許可を受けた者は、<u>速やかに、温泉利用許可済証（別記様式第 21 号）</u></p>
--	--

<p>を、施設内の見やすい場所に<u>掲示するものとする。</u></p> <p>3 <u>法第 15 条第 1 項の許可を受けた者であって、本条第 1 項の許可済証を破損又は紛失したときは、温泉利用許可済証再交付願（要綱別記様式第 24 号）1 部を、当該交付願に係る区域を管轄する保健所長に提出し、許可済証の再交付を受けるものとする。</u></p> <p>（温泉利用許可合併・分割承継承認申請）</p> <p>第 41 条 <u>法第 16 条第 1 項の規定による申請をしようとする法人は、合併又は分割の予定日から 30 日前までに、温泉利用許可合併・分割承継承認申請書（細則別記様式第 17 号）1 部を、当該申請に係る区域を管轄する保健所長へ提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書を提出する場合には、規則第 8 条第 2 項で定める書類を添付するものとする。</u></p> <p>3 <u>法第 16 条第 1 項の規定により、温泉利用の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後 30 日以内に、温泉利用許可地位承継の効力発生届（要綱別記様式第 25 号）1 部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書</p> <p>二 法人の役員が法第 16 条第 1 項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>（温泉利用許可相続承継承認申請）</p> <p>第 42 条 <u>法第 17 条第 1 項の規定による申請をしようとする者は、被相続人の死亡後 60 日以内に、温泉利用許可相続承継承認申請書（細則別記様式第 18 号）1 部を、当該申請に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書を提出する場合には、規則第 9 条第 2 項で定める書類を添付するものとする。</u></p>	<p>を施設内の見やすい場所に<u>掲示しなければならない。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（温泉利用許可合併・分割承継承認申請）</p> <p>第 41 条 <u>法第 15 条第 1 項の規定により、許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉利用許可合併・分割承継承認申請書（細則様式第 17 号）1 部を、合併又は分割の予定日から 30 日前までに当該申請に係る区域を管轄する保健所長へ提出させるものとする。</u></p> <p>（新規）</p> <p>2 <u>法第 15 条第 1 項の規定により、温泉利用の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後 30 日以内に、温泉利用許可承継効力発生届（別記様式第 22 号）1 部を当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届出するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の届出には、次の書類を添付させるものとする。</u></p> <p>一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書</p> <p>二 法人の役員が第 1 項による申請時と異なる場合は、当該役員が温泉法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>（温泉利用許可相続承継承認申請）</p> <p>第 42 条 <u>法第 17 条第 1 項の規定により、許可を受けた者の地位を承継しようとする場合は、被相続人の死亡後 60 日以内に、温泉利用許可相続承継承認申請書（細則様式第 18 号）1 部を当該申請に係る区域を管轄する保健所長に提出させるものとする。</u></p> <p>（新規）</p>
---	--

<p>(温泉成分等揭示届)</p> <p>第 43 条 法第 18 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は、温泉成分等揭示届出書（細則別記様式第 19 号）1 部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 前項の届出書を提出する場合には、<u>揭示をしようとする揭示物の写しを添付するものとする。</u></p> <p>3 法第 15 条第 1 項の許可を受けた者は、法第 18 条第 3 項の規定により、10 年以内ごとに、<u>登録分析機関</u>による温泉成分分析を受けることとする。ただし、源泉と利用施設の間でその成分に差異がないと認められる場合であって、源泉の管理者が行った成分分析の結果の提供を受けたときは、利用施設において自ら再分析を行うことは要しないものとする。</p> <p>4 前項の規定により再分析を実施した者は、その再分析の結果通知を受領した日から 30 日以内に、法第 18 条第 4 項の規定により、温泉成分等揭示届出書（細則別記様式第 19 号）1 部を、<u>当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</u></p> <p>5 保健所長は、法第 18 条第 4 項の規定による温泉成分等揭示届の提出があったときは、<u>要綱第 39 条の決定内容と相違がないか等審査の上、必要があると認めるときは、揭示内容の変更を命ずるものとする。</u></p>	<p>(温泉成分等揭示届)</p> <p>第 43 条 法 18 条第 4 項の届出をしようとする者は、温泉成分等揭示届（細則様式第 19 号）1 部を当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出<u>しなければならない。</u></p> <p>2 前項の届出には、<u>温泉成分等揭示表の写を添付するものとする。</u></p> <p>3 <u>温泉利用許可</u>を受けた者は、法第 18 条第 3 項の規定により、10 年以内ごとに、<u>登録分析機関</u>による温泉成分分析を受けること。ただし、源泉と利用施設の間でその成分に差異がないと認められる場合であって、源泉の管理者が行った成分分析の結果の提供を受けたときは、利用施設において自ら再分析を行うことは要しないものとする。</p> <p>4 前項の規定により再分析を実施した者は、その再分析の結果通知を受領した日から 30 日以内に、法第 18 条第 4 項の規定により、温泉成分等揭示届（細則様式第 19 号）1 部を当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</p> <p>5 保健所長は、法第 18 条第 4 項の規定による温泉成分等揭示届の提出があったときは、第 39 条の決定内容と相違がないか審査の上、必要があると認めるときは、<u>揭示内容の変更を命ずるものとする。</u></p>
<p>(温泉利用許可事項変更届)</p> <p>第 44 条 法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた者が、<u>当該許可施設を改修しようとする場合又は住所、利用施設名等を変更する場合は、事前に、温泉利用許可事項変更届（要綱別記様式第 26 号）1 部を、当該申請に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</u></p> <p>ただし、浴室・温泉スタンド又はその他温泉を注入する蛇口の全面的な改修等、改修前と改修後の事情が著しく異なる場合は、法第 15 条第 1 項の規定による<u>温泉利用許可申請書</u>を提出<u>するものとする。</u></p> <p>2 保健所長は、前項の変更届を<u>受理したときは、届出者立会いの上、必要に応じて現地調査を</u></p>	<p>(温泉利用許可施設事項変更届)</p> <p>第 44 条 法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた者が当該許可施設を改修しようとする場合又は住所、利用施設名等を変更する場合は、温泉利用許可施設事項変更届（別記様式第 23 号）1 部を当該申請に係る区域を管轄する保健所長に提出<u>させるものとする。</u></p> <p>ただし、浴室・温泉スタンド又はその他温泉を注入する蛇口の全面的な改修等、改修前と改修後の事情が著しく異なる場合は、法第 15 条第 1 項の規定による申請書を提出<u>させるものとする。</u></p> <p>2 保健所長は、前項の変更届を<u>受け付けたときは、当該施設について届出者立会いの上、職</u></p>

<p>行うものとする。</p> <p>(市町村合併による温泉利用権利者変更届)</p> <p>第 45 条 市町村合併により、新市町村が合併関係市町村の温泉利用許可施設を所有し、引き続き温泉を利用するときは、当該市町村長は当該施設に係る温泉利用権利者変更届(要綱別記様式第 27 号) 1 部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出させるものとする。</p> <p>(温泉利用廃止届)</p> <p>第 46 条 法第 15 条第 1 項の許可を受けた者がその利用を廃止したときは、当該廃止の日から 10 日以内に、温泉利用廃止届出書(要綱別記様式第 28 号) 1 部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 保健所長は、温泉の監視により温泉の利用を廃止していることが明らかなものについて、温泉利用廃止届が提出される見込みのないときは、その事実を確認した時点で届出があったものとみなし、温泉利用許可台帳(要綱別記様式第 34 号)を整理できるものとする。</p> <p>(温泉利用許可の取消等の調査報告)</p> <p>第 47 条 保健所長は、法第 31 条の規定による温泉利用許可の取消又は温泉利用の制限若しくは危害予防の措置が必要と認められるときは、温泉利用許可(取消・制限・措置)の調査報告書(要綱別記様式第 29 号)を作成し、薬務課長あてに報告するものとする。</p> <p>(温泉成分分析施設登録申請)</p> <p>第 48 条 法第 19 条第 1 項の規定による申請をしようとする者は、温泉成分分析施設登録申請</p>	<p>員に温泉利用許可申請に基づく現地調査書(別記様式第 20 号)により現地調査を行わせるものとする。</p> <p>(温泉利用権利者変更届)</p> <p>第 45 条 市町村合併により、新市町村が合併関係市町村の温泉利用許可施設を所有し、引き続き温泉を利用するときは、当該市町村長は当該施設に係る温泉利用権利者変更届(別記様式第 24 号) 1 部を当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出させるものとする。</p> <p>(温泉利用廃止届)</p> <p>第 46 条 法第 15 条第 1 項の許可を受けた者は、その利用を廃止したときは、当該廃止の日から 10 日以内に温泉利用廃止届(別紙様式第 25 号) 1 部を当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 保健所長は、前項の温泉利用廃止届を受理したときは、温泉利用許可台帳にその旨を記載し、台帳を整理するものとする。</p> <p>3 保健所長は、温泉の監視により温泉の利用を廃止していることが明らかなものについて、温泉利用廃止届が提出される見込みのないときは、その事実を確認した時点で届出があったものとみなし、温泉利用許可台帳を整理できるものとする。</p> <p>(温泉利用許可の取消等の調査報告)</p> <p>第 47 条 保健所長は、法第 31 条の規定による許可の取消又は温泉利用の制限若しくは危害予防の措置が必要と認められるときは、温泉利用許可取消等の調査報告書(別記様式第 26 号)を作成し、薬務課長あてに報告するものとする。</p> <p>(温泉成分分析施設登録申請)</p> <p>第 48 条 法第 19 条第 2 項の規定による申請を行おうとする者は、温泉成分分析施設登録申請</p>
---	--

<p>書（<u>細則別記様式第 20 号</u>） 1 部を、<u>知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、<u>規則第 12 条で定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>一 法第 19 条第 2 項第 3 号に規定する分析機器一覧及びその配置図</p> <p>二 <u>規則第 12 条第 1 項第 4 号</u>に規定する過去 3 年分の事業報告書及び過去 3 年分の決算書（賃借対照表、財産目録）又はこれに代わるもの</p> <p>三 温泉成分分析以外の各種登録等に関するもの</p> <p>3 <u>法第 19 条第 1 項</u>の規定による申請を受理したときは、申請者立会いの上、現地調査を行うものとする。</p> <p>（登録分析機関登録事項変更届）</p>	<p>書（細則様式第 20 号） 1 部を知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>一 法第 19 条第 2 項第 3 号に規定する分析機器一覧及びその配置図</p> <p>二 <u>細則第 12 条第 1 項第 4 号</u>に規定する過去 3 年分の事業報告書及び過去 3 年分の決算書（賃借対照表、財産目録）又はこれに代わるもの</p> <p>三 温泉成分分析以外の各種登録等に関するもの</p> <p>3 <u>前項</u>の規定による申請を受理したときは、申請者立会いの上、現地調査を行うものとする。</p> <p>（登録分析機関登録事項変更届）</p>
<p>第 49 条 法第 20 条の規定による<u>届出をしようとする者は、遅滞なく、登録事項変更届出書（細則別記様式第 21 号） 1 部を、知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>一 全部事項証明書（法人の「主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者等役員」の変更の場合）</p> <p>二 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（個人の「氏名又は住所」の変更の場合）</p> <p>三 変更後の役員が法第 19 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>四 分析施設に関する変更の場合、変更前及び変更後が確認できる図面</p> <p>五 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能に関する変更の場合、変更前後の内容が確認できるカタログ等の書類</p> <p>（温泉登録分析機関業務廃止届）</p>	<p>第 49 条 法第 20 条の規定による<u>登録内容を変更した時は、変更のあった日から 10 日以内に登録分析機関登録事項変更届（細則様式第 21 号）に次の書類を添えて、1 部を知事に提出させるものとする。</u></p> <p>一 全部事項証明書（法人の「主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者等役員」の変更の場合）</p> <p>二 住民票の写又は外国人登録証明書の写（個人の「氏名又は住所」の変更の場合）</p> <p>三 変更後の役員が法第 19 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>四 分析施設に関する変更の場合、変更前及び変更後が確認できる図面</p> <p>五 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能に関する変更の場合、変更前後の内容が確認できるカタログ等の書類</p> <p>（温泉登録分析機関業務廃止届）</p>

<p>第 50 条 法第 21 条の規定による届出をしようとする者は、遅滞なく、温泉成分分析業務廃止届出書（細則別記様式第 22 号）1 部を、知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の届出書を提出する場合は、登録済書を添付するものとする。</p> <p>（温泉権利者等変更届）</p> <p>第 51 条 温泉を所有する者から譲受け等により、新たにその温泉を所有した者は、その事実の生じた日から 20 日以内に、温泉権利者等変更届出書（要綱別記様式第 30 号）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届け出るものとする。</p> <p>2 保健所長は、前項の届出を受け付けたときは、正本 1 部を知事あてに進達するものとする。</p> <p>（温泉監視）</p> <p>第 52 条 薬務課長及び保健所長は、必要に応じ管内の源泉及び温泉利用施設等の監視及び指導を行うものとする。</p> <p>2 前項の監視及び指導は、別に定める温泉監視要領（別表第 8）により行うものとする。</p> <p>（源泉調査）</p> <p>第 53 条 薬務課長及び保健所長は、温泉行政の基礎資料を収集するため、年 1 回県内に所在する全源泉の実態を、また必要があるときは随時個別源泉の実態を調査するものとする。</p> <p>2 前項の調査は、別に定める調査要領により、関係者立会いの上行うものとし、その結果は温泉源泉台帳（要綱別記様式第 33 号）に記録、整理するものとする。</p> <p>（源泉等の管理）</p> <p>第 54 条 薬務課長及び保健所長は、源泉地の安全対策及び湧出する温泉の衛生面の確保について、温泉所有者が自主的に適切な管理を行うよう、温泉所有者に対して温泉管理責任者の選任及び源泉標識（要綱別記様式第 31 号）の設置を指導するものとする。</p>	<p>第 50 条 法第 21 条の規定により業務を廃止したときは、温泉成分分析業務廃止届（細則様式第 22 号）1 部に登録済書を添えて知事に提出させるものとする。</p> <p>（新規）</p> <p>（温泉権利者等変更届）</p> <p>第 51 条 温泉を所有する者から、譲受け等により、新たにその温泉を所有した者は、その事実の生じた日から 20 日以内に、温泉権利者等変更届出書（別記様式第 27 号）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>2 保健所長は、前項の届出を受け付けたときは、正本 1 通を知事あてに進達するものとする。</p> <p>（温泉監視）</p> <p>第 52 条 薬務課長及び保健所長は、必要に応じ管内の源泉及び温泉利用施設等の監視及び指導を行うものとする。</p> <p>2 前項の監視及び指導は、別に定める温泉監視要領（別表第 7）により行うものとする。</p> <p>（源泉調査）</p> <p>第 53 条 薬務課長及び保健所長は、温泉行政の基礎資料を収集するため、年 1 回県内に所在する全源泉の実態を、また必要があるときは随時個別源泉の実態を調査するものとする。</p> <p>2 前項の調査は、別に定める調査要領により、関係者立会いの上行うものとし、その結果は温泉源泉台帳に記録、整理するものとする。</p> <p>（源泉の管理）</p> <p>第 54 条 薬務課長及び保健所長は、源泉地の安全対策及び湧出する温泉の衛生面の確保について、温泉所有者が自主的に適切な管理を行うよう、温泉所有者に対して温泉管理責任者の選任及び源泉標識（別記様式第 28 号）の設置を指導するものとする。</p>
--	---

<p>2 薬務課長及び保健所長は、温泉所有者に対して温泉資源保護の観点から、泉温及び<u>ゆう</u>出量（揚湯量）が測定可能な装置を設置するよう指導するものとする。特に、温泉掘削等の工事終了時には必ず設置するよう工事者も含め指導するものとする。</p> <p>3 薬務課長及び保健所長は、温泉所有者に対しては10年に1度、<u>ゆう</u>出する温泉の分析（中分析）を登録分析機関に依頼して実施するよう指導するものとする。</p> <p>4 薬務課長及び保健所長は、温泉所有者等に対し、「<u>温泉モニタリングマニュアル（平成27年3月環境省自然環境局作成）</u>」に基づき、温泉モニタリングを行うよう指導するものとする。</p> <p>5 薬務課長及び保健所長は、<u>温泉採取許可を受けた源泉及び硫黄泉に分類される源泉</u>を利用する者に対し、「<u>温泉における危険性ガス安全対策マニュアル（平成20年3月群馬県作成）</u>」に基づき、必要な安全対策を講じるよう指導するものとする。</p>	<p>2 薬務課長及び保健所長は、温泉所有者に対して温泉資源保護の観点から、泉温及び<u>湧</u>出量（揚湯量）が測定可能な装置を設置するよう指導するものとする。特に、温泉掘削等の工事終了時には必ず設置するよう工事者も含め指導するものとする。</p> <p>3 薬務課長及び保健所長は、温泉所有者に対しては10年に1度、<u>湧</u>出する温泉の分析（中分析）を登録分析機関に依頼して実施するよう指導するものとする。</p> <p>(新規)</p>
<p>(温泉源泉台帳)</p> <p>第55条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者は、工事完了後、温泉採取及び利用を行うに際し、温泉源泉台帳登載願（<u>要綱別記様式第32号</u>）1部を、<u>知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 前項の登載願を受理したときは、温泉源泉台帳（<u>要綱別記様式第33号</u>）を作成し備え付けるとともに、<u>写しをその源泉の所在地を管轄する保健所長に送付するものとする。</u></p> <p>3 <u>温泉源泉台帳（要綱別記様式第33号）の記載事項に変更等が生じた場合は、その状況を記録するものとする。</u></p> <p>4 <u>温泉源泉台帳（要綱別記様式第33号）は、原則として非公開とする。ただし、照会があった場合は、法人又は個人の権利利益や財産権を侵害しない範囲において応じるものとする。</u></p> <p>(温泉利用許可台帳)</p> <p>第56条 保健所長は、法第15条第1項の規定による許可、<u>要綱第44条の規定による許可事項</u></p>	<p>(温泉源泉台帳)</p> <p>第55条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者は、工事完了後、温泉採取及び利用を行うに際し、温泉源泉台帳登載願（<u>別記様式第29号</u>）1部を知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の登載願を受理した場合は、<u>源泉の所在地、温泉所有者、源泉の状況等を記載した温泉源泉台帳（別記様式第30号）</u>を作成し備え付けるとともに、<u>写しを保健所に送付する。</u></p> <p>(新規)</p> <p>3 温泉源泉台帳は、原則として非公開とする。ただし、照会があった場合は、法人又は個人の権利利益や財産権を侵害しない範囲において応じるものとする。</p> <p>(温泉利用許可台帳)</p> <p>第56条 保健所長は、法第15条第1項の規定による許可の状況を記録するため、温泉利用許</p>

<p>の変更及び要綱第 46 条の規定による許可の廃止等の状況を記録するため、温泉利用許可台帳（要綱別記様式第 34 号）を備え付けるものとする。</p> <p>2 温泉利用許可台帳（要綱別記様式第 34 号）の記載事項に変更等が生じた場合は、その状況を記録するものとする。</p> <p>（温泉利用許可等業務報告）</p> <p>第 57 条 保健所長は、法第 15 条第 1 項の規定による許可申請及び許可処分並びに温泉利用にかかる諸届等の状況を、温泉利用許可等業務報告書（要綱別記様式第 35 号）により、四半期ごとに薬務課長に報告するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>平成 4 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>平成 9 年 1 月 1 日一部改正</p> <p>平成 12 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>平成 14 年 12 月 26 日一部改正、平成 14 年 4 月 1 日適用</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>平成 17 年 6 月 20 日一部改正</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日一部改正</p> <p><u>平成 年 月 日一部改正</u></p>	<p>可台帳（別記様式第 31 号）を備え付けるものとする。</p> <p>（新規）</p> <p>（温泉利用許可等業務報告）</p> <p>第 57 条 保健所長は、法第 15 条第 1 項の規定による許可申請及び許可処分並びに温泉利用にかかる諸届等の状況を、温泉利用許可等業務報告書（別記様式第 32 号）により、四半期ごとに薬務課長に報告するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>平成 4 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>平成 9 年 1 月 1 日一部改正</p> <p>平成 12 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>平成 14 年 12 月 26 日一部改正、平成 14 年 4 月 1 日適用</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>平成 17 年 6 月 20 日一部改正</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日一部改正</p>
---	---

別表第1 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準

本取扱基準は、地熱発電に係る掘削・増掘・動力装置の申請について適用する。

1 用語の定義

本取扱基準において用いる用語の意義は、温泉関係法令等（温泉法、温泉法施行令、温泉法施行規則、温泉法施行細則、群馬県温泉事務指導要綱）及び「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改正）（平成29年10月環境省自然環境局作成）」（以下、ガイドラインという。）において定義するもののほか、次のとおりとする。

- ① 「ゆう出」とは、地上に温泉が湧き出ること、若しくは、動力によって温泉を地上へ汲み上げることを行う。
- ② 「既存源泉」とは、既に存する温泉源をいう。
- ③ 「地熱発電」とは、掘削孔から直接若しくは分離して取り出した蒸気でタービンを回す発電方式をいう。
- ④ 「特別な地域」とは、自然環境保全等、総合的・公益的見地から審議する必要がある地域をいい、次項に定める地域をいう。
- ⑤ 「一般地域」とは、「特別な地域」以外の地域をいう。
- ⑥ 「水平投影線」とは、掘削しようとする地熱井の孔口から孔底までを水平投影した線を描をいう。
- ⑦ 「協議会等」とは、ガイドライン「第四 2. モニタリング結果等の情報の共有・公開」に掲げる地熱発電事業者、温泉事業者及び関係する市町村等の第三者を加えた機関等をいう。

2 特別な地域

本取扱基準で定める「特別な地域」は次の各号で定める地域とする。

- ① 次の18温泉地及び国民保養温泉地である「四万温泉」、「鹿沢温泉」及び「みなか

地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準

本取扱基準は、地熱発電に係る掘削・増掘・動力装置の申請について適用する。

1 用語の定義

本取扱基準において用いる用語の意義は、温泉関係法令等（温泉法、温泉法施行令、温泉法施行規則、温泉法施行細則、群馬県温泉事務指導要綱）及び「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改正）（平成29年10月環境省自然環境局作成）」（以下、ガイドラインという。）において定義するもののほか、次のとおりとする。

- ① 「ゆう出」とは、地上に温泉が湧き出ること、若しくは、動力によって温泉を地上へ汲み上げることを行う。
- ② 「既存源泉」とは、既に存する温泉源をいう。
- ③ 「地熱発電」とは、掘削孔から直接若しくは分離して取り出した蒸気でタービンを回す発電方式をいう。
- ④ 「特別な地域」とは、自然環境保全等、総合的・公益的見地から審議する必要がある地域をいい、次項に定める地域をいう。
- ⑤ 「一般地域」とは、「特別な地域」以外の地域をいう。
- ⑥ 「水平投影線」とは、掘削しようとする地熱井の孔口から孔底までを水平投影した線を描をいう。
- ⑦ 「協議会等」とは、ガイドライン「第四 2. モニタリング結果等の情報の共有・公開」に掲げる地熱発電事業者、温泉事業者及び関係する市町村等の第三者を加えた機関等をいう。

2 特別な地域

本取扱基準で定める「特別な地域」は次の各号で定める地域とする。

- ① 温泉審議基準第2項で定める「特別な地域」

<p>み町国民保養温泉地（上牧温泉・奈女沢温泉・湯宿温泉・川古温泉・猿ヶ京温泉・法師温泉）（赤岩温泉、官行温泉を含む）」</p> <p>(1) 草津温泉 (2) 四万温泉 (3) 沢渡温泉 (4) 猿ヶ京温泉 (5) 水上温泉 (6) 谷川温泉 (7) 湯檜曾温泉 (8) 湯ノ小屋温泉 (9) 川場温泉 (10) 老神温泉 (11) 尾瀬温泉 (12) 片品温泉 (13) 白根温泉 (14) 川原湯温泉 (15) 万座温泉 (16) 伊香保温泉 (17) 磯部温泉 (18) 北軽井沢温泉</p> <p>② ①以外の地域であって、国立・国定公園内に源泉のある温泉地</p> <p>(1) 座禅温泉 (2) 丸沼温泉 (3) 谷川岳温泉 (4) 湯の平温泉 (5) 浅間湯本温泉 (6) 浅間高原温泉 (7) 霧積温泉 (8) 高立温泉</p> <p>3 地熱発電開発の事業計画に係る事前協議</p> <p>地熱発電事業者は事業計画書を県へ提出のうえ、温泉掘削許可の要否について事前に協議すること。</p> <p>なお、温泉法第3条の許可が必要となる地熱井の掘削は、原則次のとおりとする。</p> <p>① 試験井の掘削 ② 生産井の掘削 ③ ①及び②の他、抗井の名称に関わらず温泉をゆう出させる目的の掘削</p> <p>4 規制内容</p> <p>(1) 距離規制</p> <p>前項に規定する地熱井について、既存源泉間の距離規制は次のとおりとする。</p> <p>① 他者所有の既存源泉間距離</p> <p>次に掲げる全ての事項を遵守すること。</p>	<p><温泉審議基準で定める「特別な地域」></p> <p>次の18温泉地及び国民保養温泉地である「鹿沢温泉」「上牧・奈女沢温泉」「湯宿・川古・法師温泉（赤岩温泉、高原千葉村温泉、官行温泉を含む）」とする。</p> <p>(1) 草津温泉 (2) 四万温泉 (3) 沢渡温泉 (4) 猿ヶ京温泉 (5) 水上温泉 (6) 谷川温泉 (7) 湯檜曾温泉 (8) 湯ノ小屋温泉 (9) 川場温泉 (10) 老神温泉 (11) 尾瀬温泉 (12) 片品温泉 (13) 白根温泉 (14) 川原湯温泉 (15) 万座温泉 (16) 伊香保温泉 (17) 磯部温泉 (18) 北軽井沢温泉</p> <p>② ①以外の地域であって、国立・国定公園内に源泉のある温泉地</p> <p>(1) 座禅温泉 (2) 丸沼温泉 (3) 谷川岳温泉 (4) 湯の平温泉 (5) 浅間湯本温泉 (6) 浅間高原温泉 (7) 霧積温泉 (8) 高立温泉</p> <p>3 地熱発電開発の事業計画に係る事前協議</p> <p>地熱発電事業者は事業計画書を県へ提出のうえ、温泉掘削許可の要否について事前に協議すること。</p> <p>なお、温泉法第3条の許可が必要となる地熱井の掘削は、原則次のとおりとする。</p> <p>① 試験井の掘削 ② 生産井の掘削 ③ ①及び②の他、抗井の名称に関わらず温泉をゆう出させる目的の掘削</p> <p>4 規制内容</p> <p>(1) 距離規制</p> <p>前項に規定する地熱井について、既存源泉間の距離規制は次のとおりとする。</p> <p>① 他者所有の既存源泉間距離</p> <p>次に掲げる全ての事項を遵守すること。</p>
--	---

<p>i) 水平投影線の周囲 3,000 メートル以内に特別な地域の既存源泉がある場合は、水平投影線の周囲 2,000 メートル以内に既存源泉がないこと。</p> <p>ii) 水平投影線の周囲 3,000 メートル以内に特別な地域の既存源泉がない場合であって、地表面からの掘削深度が 500 メートル以深の地熱井にあつては、水平投影線の周囲 2,000 メートル以内に既存源泉がないこと。</p> <p>iii) 水平投影線の周囲 3,000 メートル以内に特別な地域の既存源泉がない場合であって、地表面からの掘削深度が 500 メートル以浅の地熱井にあつては、水平投影線の周囲 500 メートル以内に既存源泉がないこと。</p> <p>② 同一事業者の源泉間距離</p> <p>原則として、源泉間の距離は規制しないものとする。</p> <p>ただし、次項の科学的影響調査の結果、他者所有の既存源泉へ影響が及ぶ場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 深度規制</p> <p>大深度温泉掘削基準に定める深度規制は、本取扱基準においては適用しないものとする。</p> <p>(3) 傾斜掘削規制</p> <p>原則として、傾斜掘削は認めないものとする。</p> <p>ただし、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成 27 年 10 月 2 日付け環自国発第 1510021 号環境省自然環境局長通知)を遵守する場合であつて、協議会等との合意形成が図られた場合に限り、傾斜掘削を認めることができるものとする。</p> <p>(4) 枝掘り規制</p> <p>原則として、掘削孔内の途中から分岐して増掘する場合は、分岐点から先の旧孔内部分を適切に埋め戻すこと。</p>	<p>i) 水平投影線の周囲 3,000 メートル以内に特別な地域の既存源泉がある場合は、水平投影線の周囲 2,000 メートル以内に既存源泉がないこと。</p> <p>ii) 水平投影線の周囲 3,000 メートル以内に特別な地域の既存源泉がない場合であつて、地表面からの掘削深度が 500 メートル以深の地熱井にあつては、水平投影線の周囲 2,000 メートル以内に既存源泉がないこと。</p> <p>iii) 水平投影線の周囲 3,000 メートル以内に特別な地域の既存源泉がない場合であつて、地表面からの掘削深度が 500 メートル以浅の地熱井にあつては、水平投影線の周囲 500 メートル以内に既存源泉がないこと。</p> <p>② 同一事業者の源泉間距離</p> <p>原則として、源泉間の距離は規制しないものとする。</p> <p>ただし、次項の科学的影響調査の結果、他者所有の既存源泉へ影響が及ぶ場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 深度規制</p> <p>大深度温泉掘削基準に定める深度規制は、本取扱基準においては適用しないものとする。</p> <p>(3) 傾斜掘削規制</p> <p>原則として、傾斜掘削は認めないものとする。</p> <p>ただし、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成 27 年 10 月 2 日付け環自国発第 1510021 号環境省自然環境局長通知)を遵守する場合であつて、協議会等との合意形成が図られた場合に限り、傾斜掘削を認めることができるものとする。</p> <p>(4) 枝掘り規制</p> <p>原則として、掘削孔内の途中から分岐して増掘する場合は、分岐点から先の旧孔内部分を適切に埋め戻すこと。</p>
--	--

<p>なお、掘削孔1ヶ所につき複数の掘削孔路は認めないものとする。</p> <p>5 科学的影響調査</p> <p>(1) 調査の範囲</p> <p>原則として、次の各号により調査を実施すること。ただし、協議会等において本取扱基準に示す範囲を超えて設定した場合は、協議会等で定めた範囲内とする。</p> <p>① 水平投影線の周囲 3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がある場合は、事前に科学的影響調査を実施すること。</p> <p>② 前号の適用を受けない地熱井の場合であって、次に掲げる範囲内に既存源泉がある場合は、事前に科学的影響調査を実施すること。</p> <p>i) 地表面からの掘削深度が500メートル以深の地熱井の場合、水平投影線の周囲3,000メートル以内</p> <p>ii) 地表面からの掘削深度が500メートル以浅の地熱井の場合、水平投影線の周囲1,500メートル以内</p> <p>③ 前二号の範囲内に隣県の既存源泉が存する場合は、当該既存源泉の存する県及び市町村と科学的影響調査について協議し、その結果に基づき科学的影響調査を実施すること。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>科学的影響調査の内容は、ガイドライン「第三 4. 各段階における掘削許可の判断に有益な情報及び方法等」に掲げる「地熱資源調査の内容」の調査とする。</p> <p>(3) 調査結果の取扱い</p> <p>科学的影響調査の結果は、申請に添付するとともに、次項の合意形成の資料等とするこ と。</p>	<p>なお、掘削孔1ヶ所につき複数の掘削孔路は認めないものとする。</p> <p>5 科学的影響調査</p> <p>(1) 調査の範囲</p> <p>原則として、次の各号により調査を実施すること。ただし、協議会等において本取扱基準に示す範囲を超えて設定した場合は、協議会等で定めた範囲内とする。</p> <p>① 水平投影線の周囲 3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がある場合は、事前に科学的影響調査を実施すること。</p> <p>② 前号の適用を受けない地熱井の場合であって、次に掲げる範囲内に既存源泉がある場合は、事前に科学的影響調査を実施すること。</p> <p>i) 地表面からの掘削深度が500メートル以深の地熱井の場合、水平投影線の周囲3,000メートル以内</p> <p>ii) 地表面からの掘削深度が500メートル以浅の地熱井の場合、水平投影線の周囲1,500メートル以内</p> <p>③ 前二号の範囲内に隣県の既存源泉が存する場合は、当該既存源泉の存する県及び市町村と科学的影響調査について協議し、その結果に基づき科学的影響調査を実施すること。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>科学的影響調査の内容は、ガイドライン「第三 4. 各段階における掘削許可の判断に有益な情報及び方法等」に掲げる「地熱資源調査の内容」の調査とする。</p> <p>(新規)</p>
--	--

6 関係者間の合意形成

地熱発電事業者、温泉事業者及び関係市町村等による関係者間の合意形成を図るために、申請に際しては、温泉関係法令等で規定する添付書類のほか、次の書面を添付すること。

なお、本項で定める書面が添付できない場合は、その旨の理由書を添付すること。

(1) 既存源泉所有者の同意書

前項(1)で実施した調査範囲内の既存源泉に限る。

ただし、協議会等でこの範囲を超えた設定をした場合は、協議会等で合意した範囲とする。

(2) 市町村長の意見書

原則として申請地の市町村長の意見書とする。

なお、前項(1)で実施した調査範囲内に申請地以外の市町村がある場合や、協議会等の構成員に申請地以外の市町村長が含まれる場合は、当該市町村長の意見書も添付すること。

また、前項(1)で実施した調査範囲内に隣県の既存源泉が存する場合は、次の書面を添付すること。

- ① 当該県及び市町村と協議した内容の分かる書面
- ② 当該既存源泉の存する市町村長の意見書

(3) 協議会等に関する次の書面

- ① 協議会等の会則、運営要領、構成員名簿
- ② 協議会等の議事録又はそれに類する書面

7 モニタリング調査

地熱発電事業者は、地熱井による他源泉への影響を早急に探知するために、観測井等によるモニタリング調査を定期的実施すること。

6 関係者間の合意形成

地熱発電事業者、温泉事業者及び関係市町村等による関係者間の合意形成を図るために、申請に際しては、温泉関係法令等で規定する添付書類のほか、次の書面を添付すること。

なお、本項で定める書面が添付できない場合は、その旨の理由書を添付すること。

(1) 既存源泉所有者の同意書

前項(1)で実施した調査範囲内の既存源泉に限る。

ただし、協議会等でこの範囲を超えた設定をした場合は、協議会等で合意した範囲とする。

(2) 市町村長の意見書

原則として申請地の市町村長の意見書とする。

なお、前項(1)で実施した調査範囲内に申請地以外の市町村がある場合や、協議会等の構成員に申請地以外の市町村長が含まれる場合は、当該市町村長の意見書も添付すること。

また、前項(1)で実施した調査範囲内に隣県の既存源泉が存する場合は、次の書面を添付すること。

- ① 当該県及び市町村と協議した内容の分かる書面
- ② 当該既存源泉の存する市町村長の意見書

(3) 協議会等に関する次の書面

- ① 協議会等の会則、運営要領、構成員名簿
- ② 協議会等の議事録又はそれに類する書面

7 モニタリング調査

地熱発電事業者は、地熱井による他源泉への影響を早急に探知するために、観測井等によるモニタリング調査を定期的実施すること。

特に、許可を要する地熱井は、工事開始前からのデータが重要であるため、工事開始の1ヶ月前からモニタリング調査を実施すること。

なお、許可を要しない地熱井は、ゆう出させることのない範囲で、泉温や水位等のモニタリング調査を実施することが望ましい。

8 情報の共有

(1) 県への報告

① 通常時の報告

地熱発電事業者は、地熱井（許可不要なものを含む。）に関して、次に掲げる事項を月報にまとめ、県へ翌月15日までに報告すること。

- i) モニタリング調査結果（泉温、水位、温泉利用水量、電気伝導率、pH、外観（色および清濁））
- ii) 稼働状況（温泉利用水量、発電時間、発電電力量）
- iii) メンテナンス実施状況（実施前の状況・実施内容・実施結果）
- iv) その他、知事が必要と認めたもの

② 緊急時の対応

地熱発電事業者は、地熱井（許可不要なものを含む。）に関して、次に掲げる事象が発生した場合は、モニタリング調査結果を遅滞なく県へ報告すること。

- i) 他者所有の既存源泉へ影響があったと考えられるモニタリング調査結果が得られた場合
- ii) 温泉掘削許可を要しない地熱井から温泉（ガスを含む。）がゆう出した場合
- iii) 温泉掘削許可を要する地熱井から温泉（ガスを含む。）がゆう出しなくなった場合
- iv) 地震（震度4以上）、噴火等の自然災害が発生した場合
- v) その他、知事が必要と認めた場合

特に、許可を要する地熱井は、工事開始前からのデータが重要であるため、工事開始の1ヶ月前からモニタリング調査を実施すること。

なお、許可を要しない地熱井は、ゆう出させることのない範囲で、泉温や水位等のモニタリング調査を実施することが望ましい。

8 情報の共有

(1) 県への報告

① 通常時の報告

地熱発電事業者は、地熱井（許可不要なものを含む。）に関して、次に掲げる事項を月報にまとめ、県へ翌月15日までに報告すること。

- i) モニタリング調査結果（泉温、水位、温泉利用水量、電気伝導率、pH、外観（色および清濁））
- ii) 稼働状況（温泉利用水量、発電時間、発電電力量）
- iii) メンテナンス実施状況（実施前の状況・実施内容・実施結果）
- iv) その他、知事が必要と認めたもの

② 緊急時の対応

地熱発電事業者は、地熱井（許可不要なものを含む。）に関して、次に掲げる事象が発生した場合は、モニタリング調査結果を遅滞なく県へ報告すること。

- i) 他者所有の既存源泉へ影響があったと考えられるモニタリング調査結果が得られた場合
- ii) 温泉掘削許可を要しない地熱井から温泉（ガスを含む。）がゆう出した場合
- iii) 温泉掘削許可を要する地熱井から温泉（ガスを含む。）がゆう出しなくなった場合
- iv) 地震（震度4以上）、噴火等の自然災害が発生した場合
- v) その他、知事が必要と認めた場合

(2) 公文書開示請求

地熱発電事業者は、県が地熱発電に関する公文書開示請求を受けたときは、原則として全ての情報について開示することに同意すること。

9 許可を要しない地熱井から温泉がゆう出した場合の措置

許可を要しない地熱井から温泉がゆう出した場合は、原則として原状回復の措置を講じること。

ただし、本取扱基準第5項に基づく調査を事前に実施している場合に限り、ゆう出させない措置を講じたうえで温泉掘削許可申請をすることができるものとする。

10 その他

本取扱基準に定めるもののほか、その他必要な事項を定める場合には、群馬県自然環境保全審議会温泉部会の意見を聴いたうえで定めるものとする。

附則

この基準は、平成29年7月24日から施行する。

平成30年2月8日 一部改正

平成31年 月 日 一部改正

(2) 公文書開示請求

地熱発電事業者は、県が地熱発電に関する公文書開示請求を受けたときは、原則として全ての情報について開示することに同意すること。

9 許可を要しない地熱井から温泉がゆう出した場合の措置

許可を要しない地熱井から温泉がゆう出した場合は、原則として原状回復の措置を講じること。

ただし、本取扱基準第5項に基づく調査を事前に実施している場合に限り、ゆう出させない措置を講じたうえで温泉掘削許可申請をすることができるものとする。

10 その他

本取扱基準に定めるもののほか、その他必要な事項を定める場合には、群馬県自然環境保全審議会温泉部会の意見を聴いたうえで定めるものとする。

附則

この基準は、平成29年7月24日から施行する。

平成30年2月8日 一部改正

別表第2 大深度温泉掘削基準

1 対象地域

大深度掘削による温泉源の枯渇、地盤沈下の恐れ等の理由から、特に保護する必要があると認められる次の市町村

前橋市、高崎市（旧倉渕村・旧榛名町・旧吉井町地域を除く）、桐生市（旧新里村地域のみ）、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市（旧小野上村・旧伊香保町地域を除く）、藤岡市（旧鬼石町地域を除く）、榛東村、吉岡町、玉村町、みどり市（旧笠懸町地域のみ）、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

2 対象深度

500 メートル以深から 1,600 メートル以浅とする。

3 本基準における既存源泉

本基準における既存源泉とは、本基準の対象地域にある源泉のうち、本基準の対象深度で掘削された源泉をいう。

4 規制内容

(1) 深度規制

1,600 メートル以浅とする。

(2) 距離規制（源泉間距離）

既存源泉から 半径 2,000 メートル以内は、掘削禁止とする。

(3) 揚湯規制

動力装置は、適正揚湯量に基づき選定し、日量揚湯量を超えない範囲で温泉を揚湯する。

なお、総量規制を優先する。

① 適正揚湯量

別表第1 大深度温泉掘削基準

1 対象地域

大深度掘削による温泉源の枯渇、地盤沈下の恐れ等の理由から、特に保護する必要があると認められる次の市町村

前橋市、高崎市（旧倉渕村・旧榛名町・旧吉井町地域を除く）、桐生市（旧新里村地域のみ）、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市（旧小野上村・旧伊香保町地域を除く）、藤岡市（旧鬼石町地域を除く）、榛東村、吉岡町、玉村町、みどり市（旧笠懸町地域のみ）、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

2 対象深度

500m以深から 1,600m以浅とする。

(新規)

3 規制内容

(1) 深度規制

1,600m以浅とする。

(2) 距離規制（源泉間距離）

① 既存源泉から 2 km以内は、掘削禁止とする。

(3) 揚湯規制

動力装置は、適正揚湯量に基づき選定し、日量揚湯量を超えない範囲で温泉水を揚湯する。なお、総量規制を優先する。

① 適正揚湯量

毎分 150 リットル以下で、限界揚湯量の 70 パーセント以内とする。

② 総量規制

掘削予定地から半径 3,000 メートル以内に既存源泉がある場合、既存源泉を含めた全体の揚湯量を毎分 250 リットル以下とする。

③ 日量揚湯量

200 立方メートル以下とする。

ただし、掘削予定地から半径 3,000 メートル以内に既存源泉がある場合、全体で 350 立方メートル以下とする。

毎分 150 リットル以下で、限界揚湯量の 70%以内とする。

② 総量規制

掘削予定地から2 k m以上、3 k m以内に既存源泉がある場合、既存源泉を含めた全体の揚湯量を毎分 250 リットル以下とする。

③ 日量揚湯量

200 立方メートル以下とする。

ただし、掘削予定地から2 k m以上、3 k m以内に既存源泉がある場合、全体で 350 立方メートル以下とする。

別表第3 群馬県温泉事務指導要綱第2条に定める「特別な地域」について

「特別な地域」とは、自然環境保全等公共的見地から、温泉開発について、特に慎重に検討を要する地域として、次に掲げる県内主要温泉地及び国民保養温泉地をいう。

1 県内主要温泉地（18カ所）

- (1)草津温泉 (2)四万温泉 (3)沢渡温泉 (4)猿ヶ京温泉 (5)水上温泉
(6)谷川温泉 (7)湯桧曾温泉 (8)湯ノ小屋温泉 (9)川場温泉 (10)老神温泉
(11)尾瀬温泉 (12)片品温泉 (13)白根温泉 (14)川原湯温泉 (15)万座温泉
(16)伊香保温泉 (17)磯部温泉 (18)北軽井沢温泉

2 国民保養温泉地

(1)四万温泉

(2)鹿沢温泉

(3)みなかみ町国民保養温泉地（上牧温泉・奈女沢温泉・湯宿温泉・川古温泉・猿ヶ京温泉・法師温泉）（赤岩温泉・官行温泉を含む）

別表第2 温泉審議基準における「特別な地域」について

「特別な地域」とは、自然環境保全等公共的見地から、温泉開発について、特に慎重に検討を要する地域であり、具体的には県内の主要温泉地（源泉数が5ヶ所以上又は、宿泊施設が10施設以上の温泉地）及び国民保養温泉地とする。

1 県内主要温泉地（18カ所）

- (1)草津温泉 (2)四万温泉 (3)沢渡温泉 (4)猿ヶ京温泉 (5)水上温泉
(6)谷川温泉 (7)湯桧曾温泉 (8)湯ノ小屋温泉 (9)川場温泉 (10)老神温泉
(11)尾瀬温泉 (12)片品温泉 (13)白根温泉 (14)川原湯温泉 (15)万座温泉
(16)伊香保温泉 (17)磯部温泉 (18)北軽井沢温泉

2 国民保養温泉地（上記四万温泉・戸倉温泉・片品温泉を除いた3カ所）

(1)鹿沢温泉 (2)上牧・奈女沢温泉 (3)湯宿・川古・法師温泉（赤岩温泉・高原千葉村温泉・官行温泉を含む）

別表第4 揚湯試験実施要領

1 目的

この要領は、温泉動力装置許可申請にあたり、当該申請掘削井の集湯能力等を把握することにより、申請掘削井における揚湯が他源泉に与える影響等を検討し、動力装置設置に際しての適正採取量を把握することにより、温泉資源の保護を図ることを目的とする。

2 実施方法

適正揚湯量を決定するための揚湯試験は、段階揚湯試験、連続揚湯試験及び水位回復試験とし、以下の手順で試験を実施する。

また、揚湯試験の実施にあたっては、必要に応じ温泉監視員が調査に立会うこととする。

(1) 測定値の単位及び測定間隔について

泉 温：「摂氏温度(°C)」単位で小数点以下第1位まで表示する。

水 位：「メートル」単位で小数点以下第2位まで表示する。

測定の基準地点は地表面とし、標高を明示する。

揚湯量：「リットル/分」単位で小数点以下第1位まで表示する。

測定間隔：各試験の測定時間の間隔は、開始後10分までは1分間隔、10分から30分までは5分間隔、30分から60分までは10分間隔、60分から180分までは30分間隔、180分以降は60分間隔を目安とすること。

(2) 試験前の調査事項

孔内洗浄及び予備揚湯（72時間以上を目安）を行い、揚湯特性の概要を把握する。

自然水位（揚湯していない状態での水位）を測定する（自噴泉の場合も可能な限り測定する）。

ア 自噴していない源泉の場合

温泉水頭が地表下に位置しているため、その上限値を測定して自然水位とする。（標高についてもあわせて明示する。）

別表第3 揚湯試験実施要領

1 目的

この要領は、温泉動力装置許可申請にあたり、当該申請掘削井の集湯能力等を把握することにより、申請掘削井における揚湯が他源泉に与える影響等を検討し、動力装置設置に際しての適正採取量を把握することにより、温泉資源の保護を図ることを目的とする。

2 実施方法

適正揚湯量を決定するための揚湯試験は、段階揚湯試験、連続揚湯試験及び水位回復試験とし、以下の手順で試験を実施する。

また、揚湯試験の実施にあたっては、必要に応じ温泉監視員が調査に立会うこととする。

(1) 測定値の単位及び測定間隔について

泉 温：「°C」単位で小数点以下第1位まで表示する。

水 位：「m」単位で小数点以下第2位まで表示する。

測定の基準地点は地表面とし、標高を明示する。

揚湯量：「L/分」単位で小数点以下第1位まで表示する。

測定間隔：各試験の測定時間の間隔は、開始後10分までは1分間隔、10分から30分までは5分間隔、30分から60分までは10分間隔、60分から180分までは30分間隔、180分以降は60分間隔を目安とすること。

(2) 試験前の調査事項

孔内洗浄及び予備揚湯（72時間以上を目安）を行い、揚湯特性の概要を把握する。

自然水位（揚湯していない状態での水位）を測定する（自噴泉の場合も可能な限り測定する）。

ア 自噴していない源泉の場合

温泉水頭が地表下に位置しているため、その上限値を測定して自然水位とする。（標高についてもあわせて明示する。）

イ 自噴している源泉の場合

自噴状態の泉温及びゆう出量を測定する。測定後、ゆう出口を高くしていくと自噴量が減少し、ある高さになると全く停止する。このときの高さを静止水位とする（プラスの水位となる）。

(3) 段階揚湯試験

揚湯量を5段階以上に分け、最初に第1段階の揚湯量を固定し、各段階の揚湯量で継続して揚湯しながら、適当な時間間隔での動水位及び泉温を測定する。

その際の最小揚湯量は、将来利用を予定している揚湯量（計画揚湯量）以下とし、最大揚湯量は水位低下が急激に大きくなる揚湯量（限界揚湯量）以上となるよう設定するものとする。

試験時間は、原則として各段階共3時間以上、かつ動水位が十分安定（1時間で0.1メートル以下の水位低下とする）した時点で、その最終水位を記録する。

次に揚湯量を第2段階に増量し、以下同様に測定、記録する。

以上の測定により得られた結果から限界揚湯量を求め、適正揚湯量（限界揚湯量×0.7以下）を設定する。ただし、限界揚湯量は段階揚湯試験の最大揚湯量を超えないこと。

(4) 連続揚湯試験

段階揚湯試験により設定した適正揚湯量で72時間以上揚湯し、動水位及び泉温を測定する。これらの数値が十分安定（目安として6時間で0.01メートル以内の水位低下を基準とする。）するまで測定、記録する。

(5) 水位回復試験

連続揚湯試験の揚湯を停止した後、水位がどのように回復するかを測定し、自然水位までほぼ回復した時点で終了する。

揚湯停止直後は、短時間間隔で測定し、それ以降は水位の回復状況を見て自然水位に十分回復（0.1メートル以内の水位回復を基準とする。）するまで測定、記録する。

イ 自噴している源泉の場合

自噴状態の泉温及び湧出量を測定する。測定後、湧出口を高くしていくと自噴量が減少し、ある高さになると全く停止する。このときの高さを静止水位とする（土の水位となる）。

(3) 段階揚湯試験

揚湯量を5段階以上に分け、最初に第1段階の揚湯量を固定し、各段階の揚湯量で継続して揚湯しながら、適当な時間間隔での動水位及び泉温を測定する。

その際の最小揚湯量は、将来利用を予定している揚湯量（計画揚湯量）以下とし、最大揚湯量は水位低下が急激に大きくなる揚湯量（限界揚湯量）以上となるよう設定するものとする。

試験時間は、原則として各段階共3時間以上、かつ動水位が十分安定（1時間で10cm以下の水位低下とする）した時点で、その最終水位を記録する。

次に揚湯量を第2段階に増量し、以下同様に測定、記録する。

以上の測定により得られた結果から限界揚湯量を求め、適正揚湯量（限界揚湯量×0.7以下）を設定する。ただし、限界揚湯量は段階揚湯試験の最大揚湯量を超えないこと。

(4) 連続揚湯試験

段階揚湯試験により設定した適正揚湯量で72時間以上揚湯し、動水位及び泉温を測定する。これらの数値が十分安定（目安として6時間で1cm以内の水位低下を基準とする。）するまで測定、記録する。

(5) 水位回復試験

連続揚湯試験の揚湯を停止した後、水位がどのように回復するかを測定し、自然水位までほぼ回復した時点で終了する。

揚湯停止直後は、短時間間隔で測定し、それ以降は水位の回復状況を見て自然水位に十分回復（10cm以内の水位回復を基準とする。）するまで測定、記録する。

測定間隔：各試験の測定時間の間隔は、開始後10分までは1分間隔、10分から30分まで

は5分間隔、30分から60分までは10分間隔、60分から180分までは30分間隔、180分以降は60分間隔を目安とすること。

3 結果のまとめ

揚湯試験の結果は以下により整理する。

- (1) 揚湯試験結果表 別紙1
- (2) 揚湯試験測定記録表 別紙2
- (3) 段階揚湯試験結果 別紙3
- (4) 揚湯量検討図 別紙4
- (5) 連続揚湯試験結果 別紙5
- (6) 水位回復試験結果 別紙6
- (7) 自噴量試験結果 別紙7

4 その他

- (1) 上記の規定により試験を実施することが困難な場合は、群馬県自然環境保全審議会温泉部会等の意見を参考に、個別に協議するものとする。
- (2) 連続揚湯試験においては、必要に応じて源泉周辺への影響を調査し、把握すること。
- (3) 揚湯試験実施期間中は、必要に応じ施設等の所有者若しくは管理者の立ち会いの上、薬務課及び保健所の温泉監視員が実施状況の確認を行うものとする。

別紙1 揚湯試験結果表

—省略—

別紙2 揚湯試験（段階・連続・回復）測定記録表

—省略—

別紙3 段階揚湯試験結果

3 結果のまとめ

揚湯試験の結果は以下により整理する。

- (1) 揚湯試験結果表 別紙1
- (2) 揚湯試験測定記録表 別紙2
- (3) 段階揚湯試験結果 別紙3
- (4) 揚湯量検討図 別紙4
- (5) 連続揚湯試験結果 別紙5
- (6) 水位回復試験結果 別紙6
- (7) 自噴量試験結果 別紙7

4 その他

- (1) 上記の規定により試験を実施することが困難な場合は、群馬県自然環境保全審議会温泉部会等の意見を参考に、個別に協議するものとする。
- (2) 連続揚湯試験においては、必要に応じて源泉周辺への影響を調査し、把握すること。
- (3) 揚湯試験実施期間中は、必要に応じ施設等の所有者若しくは管理者の立ち会いの上、薬務課及び保健所の温泉監視員が実施状況の確認を行うものとする。

別紙1 揚湯試験結果表

—省略—

別紙2 揚湯試験（段階・連続・回復）測定記録表

—省略—

別紙3 段階揚湯試験結果

—省略—

別紙4 揚湯量検討図

—省略—

別紙5 連続揚湯試験結果

—省略—

別紙6 水位回復試験結果

—省略—

別紙7 自噴量試験結果

—省略—

—省略—

別紙4 揚湯量検討図

—省略—

別紙5 連続揚湯試験結果

—省略—

別紙6 水位回復試験結果

—省略—

別紙7 自噴量試験結果

—省略—

別表第5 温泉掘削に必要な土地の掘削のために使用する権利を有することを証する書類

温泉を掘削する場合の土地には、大別して私有地、公有地、国有地等があるが、その使用権の証明はそれぞれ次の書類によるものとする。

I 私有地

1 登記事項証明書

2 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用することを内容とした契約書の写

II 公有地（県有地、市町村有地）

1 登記事項証明書

2 公有地を借りて掘削する場合には、公有地の所有者が発行した掘削のための使用権を証する許可書等の写及び許可申請書の写

III 国有林野

国有林野使用（貸付）許可書の写及び許可申請書の写

IV 河川敷地

1 一級河川区域

(1) 公図上河川区域となっている場合

河川敷地占用許可書の写及び河川区域占用許可申請書の写

(2) 公図上河川区域となっていない場合

ア 私有地内の河川保全区域の場合

① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請書の写

② 登記事項証明書

③ 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用することを内容とした契約書の写

イ 公有地内の河川保全区域の場合

別表第4 温泉掘削に必要な土地の掘削のために使用する権利を有することを証する書類

温泉を掘削する場合の土地には、大別して私有地、公有地、国有地等があるが、その使用権の証明はそれぞれ次の書類によるものとする。

I 私有地

1 登記事項証明書

2 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用することを内容とした契約書の写

II 公有地（県有地、市町村有地）

1 登記事項証明書

2 公有地を借りて掘削する場合には、公有地の所有者が発行した掘削のための使用権を証する許可書等の写及び許可申請書の写

III 国有林野

国有林野使用（貸付）許可書の写及び許可申請書の写

IV 河川敷地

1 一級河川区域

(1) 公図上河川区域となっている場合

河川敷地占用許可書の写及び河川区域占用許可申請書の写

(2) 公図上河川区域となっていない場合

ア 私有地内の河川保全区域の場合

① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請書の写

② 登記事項証明書

③ 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用することを内容とした契約書の写

イ 公有地内の河川保全区域の場合

<p>① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請書の写</p> <p>② 登記事項証明書</p> <p>③ 公有地を借りて掘削する場合は、公有地の所有者が発行した掘削のための使用権を証する許可書等の写及び許可申請書の写</p> <p>ウ 国有林野内の河川保全区域の場合</p> <p>① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請書の写</p> <p>② 国有林野使用(貸付)許可書の写及び許可申請書の写</p> <p>2 普通河川区域内に掘削する場合</p> <p>① 登記事項証明書</p> <p>② 普通河川管理行政庁の許可書の写及び許可申請書の写</p> <p>③ 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用する内容を内容とした契約書の写</p> <p>V 保安林</p> <p>保安林内で掘削する場合は、保安林内作業許可決定書の写</p> <p>VI 農地・採草放牧地</p> <p>農地・採草放牧地に掘削する場合は、農地法の許可書の写</p>	<p>① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請書の写</p> <p>② 登記事項証明書</p> <p>③ 公有地を借りて掘削する場合は、公有地の所有者が発行した掘削のための使用権を証する許可書等の写及び許可申請書の写</p> <p>ウ 国有林野内の河川保全区域の場合</p> <p>① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請書の写</p> <p>② 国有林野使用(貸付)許可書の写及び許可申請書の写</p> <p>2 普通河川区域内に掘削する場合</p> <p>① 登記事項証明書</p> <p>② 普通河川管理行政庁の許可書の写及び許可申請書の写</p> <p>③ 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用する内容を内容とした契約書の写</p> <p>V 保安林</p> <p>保安林内で掘削する場合は、<u>林業事務所</u>の保安林内作業許可決定書の写</p> <p>VI 農地・採草放牧地</p> <p>農地・採草放牧地に掘削する場合は、農地法の許可書の写</p>
---	--

別表第6 飲泉施設設置基準

1 目的

公共の飲用に供する温泉（以下、「飲泉」という。）の水質、施設及びその管理について必要な事項を定め、飲泉利用の適正を図ることを目的とする。

2 申請

温泉利用（飲用）許可申請を行う場合は、あらかじめ設置する飲泉施設の設計図を示し、管轄保健所長の指示を受けること。

3 施設基準

- (1) 飲泉施設は、可能な限り源泉から近距離とし、さらに源泉から直接引湯するよう努めること。
- (2) 飲泉に供する温泉源は、ゆう出する温泉に表流水、浅層地下水及び下水溝の排水等が、温泉水中に混入しないように遮断されること。また源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。
- (3) 中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が混入しない構造とし、槽の蓋が周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。
- (4) 貯湯槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を保持するよう常に管理し、施設構造は地上式にすること。
また、年一回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。（清掃する際は、各種ガス中毒を予防するため十分な換気を施す等注意すること。）
- (5) 送（引）湯経路は常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分から混入しないように管理すること。
- (6) 飲泉施設は、落ち着いて飲泉ができ衛生的に汚染を受けない場所に設置することとし、原則として浴室外とすること。

別表第5 飲泉施設設置基準

1 目的

公共の飲用に供する温泉（以下「飲泉」という。）の水質、施設及びその管理について必要な事項を定め、飲泉利用の適正を図ることを目的とする。

2 申請

温泉利用（飲用）許可申請を行う場合は、あらかじめ設置する飲泉施設の設計図を示し、管轄保健所長の指示を受けること。

3 施設基準

- (1) 飲泉施設は、可能な限り源泉から近距離とし、さらに源泉から直接引湯するよう努めること。
- (2) 飲泉に供する温泉源は、ゆう出する温泉に表流水、浅層地下水及び下水溝の排水等が、温泉水中に混入しないように遮断されること。また源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。
- (3) 中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が混入しない構造とし、槽の蓋が周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。
- (4) 貯湯槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を保持するよう常に管理し、施設構造は地上式にすること。
また、年一回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。（清掃する際は、各種ガス中毒を予防するため十分な換気を施す等注意すること。）
- (5) 送（引）湯経路は常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分から混入しないように管理すること。
- (6) 飲泉施設は、落ち着いて飲泉ができ衛生的に汚染を受けない場所に設置することとし、原則として浴室外とすること。

(7) 飲泉口は、床面から 80 センチメートル以上の高さにすること。

4 管理基準

(1) 飲泉は、飲泉口にて採取したものについて、一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素（含鉄泉・硫黄泉を除く）の検査を申請時及び許可後においては年一回実施し、別表の基準値に適合していることを確認すること。

(2) 検査の結果、不良の判定が出たときは直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。

(3) 一般細菌、大腸菌群等の検査結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその測定結果を 3 年間保管しておくこと。

(4) 飲泉は、飲泉口にて採取したものについて、温泉分析（中分析）を 5 年に 1 回実施すること。

ただし、飲用許可取得後最初の分析に限り、前回分析から 3 年以内に実施すること。

(5) 飲泉口から常時温泉が流出し、新鮮な温泉が飲用できるようにすること。

(6) 飲泉に用いるコップは、使い捨てにする等常に清潔なものをを用いること。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	1 ミリリットル中の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。
全有機炭素 (TOC)	1 リットルあたり 5 ミリグラム以下であること。

(7) 飲泉口は、床面から 80 センチメートル以上の高さにすること。

4 管理基準

(1) 飲泉は、飲泉口にて採取したものについて、一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素（含鉄泉・硫黄泉を除く）の検査を申請時及び許可後においては年一回実施し、別表の基準値に適合していることを確認すること。

(2) 検査の結果、不良の判定が出たときは直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。

(3) 一般細菌、大腸菌群等の検査結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその測定結果を 3 年間保管しておくこと。

(4) 飲泉は、飲泉口にて採取したものについて、温泉分析（中分析）を 5 年に 1 回実施すること。

ただし、飲用許可取得後最初の分析に限り、前回分析から 3 年以内に実施すること。

(5) 飲泉口から常時温泉が流出し、新鮮な温泉が飲用できるようにすること。

(6) 飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど常に清潔なものをを用いること。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	1 ml 中の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。
全有機炭素 (TOC)	5 mg/l 以下であること。

別表第7 温泉利用許可の単位等

I 温泉利用許可の単位

1 浴用

許可の単位は「浴室」又は「蛇口」ごととし、次により取り扱うものとする。

- (1) 浴室が相隣接している場合であって、間仕切りにより独立しているときはおのおのの独立した浴室とする。

ただし、次に掲げる条件を全て満たしている場合には、相隣接する複数の浴室を1個の浴室とみなす。

ア 相隣接する浴室内の浴槽に硫黄泉を除く同一の源泉の温泉が利用に供されること

イ 相隣接する浴室の状況（採光・換気）が酷似し、給湯方法が同じであること

- (2) 温泉スタンド又はその他温泉を注入する蛇口が隣接している場合であって、それぞれの施設の構造、材質等が酷似しており、相互の温泉の成分に差異がないと認められる場合には両者をあわせて1個の蛇口とする。

- (3) 温泉または通風のいずれか一方が交流している場合は、両者をあわせて1個の浴室とする。

- (4) 同一浴室内に複数の浴槽があり、それぞれ異なった源泉の温泉が利用に供されている場合は、浴槽ととする。

2 飲用

許可の単位は、「飲泉所」ごととする。ただし、同一飲泉所内に複数の蛇口があり、それぞれ異なった源泉の温泉が利用に供される場合は、蛇口ごととする。

別表第6 温泉利用許可の単位等

I 温泉利用許可の単位

1 浴用

許可の単位は「浴室」又は「蛇口」ごととし、次により取り扱うものとする。

- (1) 浴室が相隣接している場合であって、間仕切りにより独立しているときはおのおのの独立した浴室とする。

ただし、次に掲げる条件を全て満たしている場合には、相隣接する複数の浴室を1個の浴室とみなす。

ア 相隣接する浴室内の浴槽に硫化水素泉を除く同一の源泉の温泉が利用に供されること

イ 相隣接している浴室の状況（採光・換気）が酷似し、給湯方法が同じであること

- (2) 温泉スタンド又はその他温泉を注入する蛇口が隣接している場合であって、それぞれの施設の構造、材質等が酷似しており、相互の温泉の成分に差異がないと認められる場合には両者をあわせて1個の蛇口とする。

- (3) 温泉または通風のいずれか一方が交流している場合は、両者をあわせて1個の浴室とする。

- (4) 同一浴室内に複数の浴槽があり、それぞれ異なった源泉の温泉が利用に供されている場合は、浴槽ごととする。

2 飲用

許可の単位は、「飲泉所」ごととする。ただし、同一飲泉内に複数の蛇口があり、それぞれ異なった源泉の温泉が利用に供される場合は、蛇口ごととする。

II 温泉利用許可を必要とするもの

- 1 利用施設（浴室、浴槽、温泉スタンド、飲泉所、その他温泉を注入する蛇口）の増設又は全面的な改修
- 2 利用源泉の変更
- 3 利用の許可を受けた者の変更（法人の合併・分割による承継及び相続による承継の場合を除く）

II 温泉利用許可を必要とするもの

- 1 利用施設（浴室、浴槽、温泉スタンド、飲泉所、その他温泉を注入する蛇口）の増設又は全面的な改修
- 2 利用源泉の変更
- 3 経営者の変更（法人の合併・分割前の承継及び相続の承継の場合を除く）

別表第8 温泉監視要領

第1 目的

温泉法第35条の規定に基づく温泉監視、源泉調査及び登録分析機関への立入検査について、その実施の方法及び措置等を定め、温泉資源の保護と温泉の適正な利用を図ることを目的とする。

第2 温泉監視

1 温泉監視実施者

温泉監視は、温泉権利者又は施設等の所有者若しくは管理者の立会いの上、薬務課及び保健所の温泉監視員が行うものとする。

2 監視内容

温泉監視の項目は、次のとおりとする。

- (1) 無許可温泉掘削及び増掘工事が行われていないか。
- (2) 温泉掘削及び増掘工事が当該許可条件に違反していないか。
- (3) 温泉を揚湯するための動力装置が無許可で設置されていないか。
- (4) 許可の範囲を超えた動力装置が使用されていないか。
- (5) 源泉において、法令等に定められた届出及び掲示が行われているか。

- (6) 無許可で温泉を公共の浴用又は飲用に供していないか。
- (7) 温泉利用施設において、法令等に定められた届出及び掲示が行われているか。
- (8) 温泉利用施設において、次の基準又は運用通知に適合しているか。

ア 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成29年9月1日付け環境省告示第66号）

イ 温泉利用基準（飲用利用基準）（平成19年10月1日付け環自総発第071001002

別表第7 温泉監視要領

第1 目的

温泉法第35条の規定に基づく温泉監視及び源泉調査の方法及び措置等を定め、温泉資源の保護と温泉の適正な利用を図ることを目的とする。

第2 温泉監視

1 温泉監視実施者

温泉監視は、温泉権利者又は施設等の所有者若しくは管理者の立ち会いの上、薬務課及び保健所の温泉監視員が行うものとする。

2 監視内容

温泉監視の項目は、次のとおりとする。

- (1) 無許可温泉掘削及び増掘工事が行われていないか。
- (2) 温泉掘削及び増掘工事が当該許可条件に違反していないか。
- (3) 温泉を揚湯するための動力装置が無許可で設置されていないか。
- (4) 許可の範囲を超えた動力装置が使用されていないか。
- (5) 温泉掘削、増掘及び動力装置について、法令、規則等に定められた届出、表示がされているか。

- (6) 無許可で温泉を公共の浴用又は飲用に利用していないか。
- (7) 温泉の成分並びに温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意が掲示されているか。
- (8) 温泉利用基準（昭和50年7月12日付け環自企第424号環境庁自然保護局長通知）及び飲泉施設設置基準（群馬県温泉事務指導要綱 別表第5）及びタンクローリー等に係る温泉法第12条等の運用について（平成8年9月24日付け環自施第224号環境庁自然保護局長通知）に適合しているか。

号)

ウ 飲泉施設設置基準（群馬県温泉事務指導要綱 別表第6）

エ タンクローリー等に係る温泉法第12条（現行第15条）等の運用について（平成8年9月24日付け環自施第224号環境庁自然保護局長通知）

- (9) 利用源泉若しくは利用の許可を受けた者の変更又は利用施設（浴室、浴槽、飲泉所、温泉スタンド、その他温泉を注入する蛇口）の改修が行われていないか。
- (10) 温泉分析は、規定どおり行われているか。
- (11) 源泉、分湯槽、貯湯槽、引湯管路等の管理は適切か。
- (12) 温泉採取に伴う可燃性天然ガスの安全対策、施設設備の維持管理が適切に行われているか。

3 監視時における処置及び指導

温泉監視員が温泉監視を行ったときは、立会者に温泉監視結果通知書（様式－1～3）を交付するものとする。

なお、温泉監視時における必要な指示又は指導は次により行うものとする。

- (1) 無許可で温泉掘削及び増掘工事が行われているとき又は当該許可内容に違反して工事が行われているときは、ただちに工事を中止させる。
- (2) 動力装置が無許可で設置されているとき又は、許可内容に違反しているときは、動力装置を撤去又は動力装置の電源スイッチを封印する。
ただし営業上重大な影響があると判断されるときはこの限りでない。
- (3) 無許可で温泉を公共の浴用又は飲用に利用しているもの及び利用源泉若しくは利用の許可を受けた者の変更があったもの又は利用施設の全面的な改修が行われたものについては、速やかに温泉利用許可申請を行わせる。
なお、飲用については、許可を受けるまでの間当該飲泉所の利用を中止させる。
- (4) 硫化水素ガス噴気地帯（万座温泉）については、「公共の浴用に供する場合の温泉

- (9) 利用源泉若しくは経営者の変更又は利用施設（浴室、浴槽、飲泉所、温泉スタンド、その他温泉を注入する蛇口）の改修が行われたか。
- (10) 温泉分析は、規定どおり行われているか。
- (11) 源泉、分湯槽、貯湯槽、引湯管路等の管理は適切か。
- (12) 温泉採取に伴う可燃性天然ガスの安全対策、施設設備の維持管理が適切に行われているか。

3 監視時における処置及び指導

温泉監視員は、温泉監視を行ったときは、立合者に温泉監視結果通知書（様式－1～3）を交付し、必要な指示又は指導を行うものとする。

- (1) 無許可で温泉掘削及び増掘工事が行われているとき又は当該許可内容に違反して工事が行われているときは、ただちに工事を中止させる。
- (2) 動力装置が無許可で設置されているとき又は、許可内容に違反しているときは、動力装置を撤去又は動力装置の電源スイッチを封印する。
ただし営業上重大な影響があると判断されるときはこの限りでない。
- (3) 無許可で温泉を公共の浴用又は飲用に利用しているもの及び利用源泉若しくは経営者の変更があったもの又は利用施設の全面的な改修が行われたものについては、すみやかに温泉利用許可申請を行わせる。
なお、飲用については、許可を受けるまでの間当該飲泉所の利用を中止させる。
- (4) 硫化水素ガス噴気地帯（万座温泉）については、温泉利用基準に基づいて浴室内及び

<p>利用施設の設備構造等に関する基準（平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号）」及び「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン（平成 29 年 9 月）（環境省）」に基づいて浴室及び源泉並びに抜気槽の硫化水素ガス濃度の測定を行い、安全対策を指導する。<u>なお、温泉 1 キログラム中、総硫黄を 2 ミリグラム以上含有する温泉を利用するその他の施設についても同様とする。</u></p> <p>(5) 温泉の飲用については、温泉利用基準及び飲泉施設設置基準（群馬県温泉事務指導要綱 別表第 6）に適合しないことが判明したときは、ただちに当該飲泉所、利用源泉及び引湯経路の点検を行わせ、改善するよう指示する。</p> <p>なお、基準に適合することが確認されるまでの間は、当該飲泉所の利用は中止させる。</p> <p>(6) <u>その他、温泉の保護、温泉の採取に伴う災害の防止及び温泉の利用等に必要な事項について指導する。</u></p>	<p>源泉並びに抜気槽の硫化水素ガス濃度の測定を行い、安全対策を指導する。</p> <p>(5) 温泉の飲用については、温泉利用基準及び飲泉施設設置基準に適合しないことが判明したときは、ただちに当該飲泉所、利用源泉及び引湯経路の点検を行い、改善を指示する。</p> <p>なお、<u>再検査を行わせ</u>、基準に適合することが確認されるまでの間は、当該飲泉所の利用は中止させる。</p>
<p>4 温泉監視結果の報告</p> <p>(1) 保健所長は、2-(1)～(5)及び(12)の違反事項を発見したときは、ただちに監視結果を薬務課長に報告し、対応を協議するものとする。</p> <p>なお、温泉監視結果通知書の写しを別途薬務課長あて送付する。</p> <p>(2) 保健所長は、2-(6)～(11)の違反事項及び指導事項について、温泉利用許可等業務報告書（群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第 35 号）に温泉監視結果通知書の写しを添付し、監視結果を薬務課長あて報告するものとする。</p> <p>(3) 保健所長は、温泉監視の結果等により温泉利用の取消又は、温泉利用の制限若しくは危害予防の措置が必要と認められるときは、<u>その都度、温泉利用許可（取消・制限・措置）</u>の調査報告書（群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第 29 号）により、<u>薬務課長へ報告するものとする。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>4 温泉監視結果の報告</p> <p>(1) 保健所長は、2-(1)～(4)の違反事項を発見したときは、ただちに監視結果を電話により薬務課長に報告し、対応を協議するものとする。</p> <p>なお、温泉監視結果通知書の写しを別途薬務課長あて送付する。</p> <p>(2) 保健所長は、2-(6)～(11)の違反事項及び指導事項について、温泉利用許可等業務報告書（群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第 32 号）に温泉監視結果通知書の写しを添付し、監視結果を薬務課長あて報告するものとする。</p> <p>(3) 保健所長は、温泉監視の結果等により温泉利用の取消又は、温泉利用の制限若しくは危害予防の措置が必要と認められるときは、温泉利用許可<u>取消等</u>の調査報告書（群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第 26 号）により<u>その都度</u>報告するものとする。</p>

<p>5 責任者に対する指導</p> <p>(1) 薬務課長又は保健所長は、温泉監視の結果、違反事項を発見したときは、状況に応じて責任者を招致するか職員を現地に派遣して、責任者に対して自主的な改善を指示するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>責任者が自主的に改善することに応じない場合は</u>、温泉法違反事項改善指示書（様式－4）を交付し、改善を勧告するものとする。</p> <p>6 原状回復命令</p> <p><u>無許可で行われた温泉掘削、増掘又は動力の装置であって、3及び5の措置によっても改善がみられないときは</u>、温泉法第10条の規定に基づく原状回復命令（様式－5）を発し、以後同法の定めるところによるものとする。</p> <p>第3 源泉調査</p> <p>1 源泉調査実施者</p> <p>源泉調査は、温泉権利者又は管理者及び市町村職員の立会いの上、薬務課及び保健所の温泉監視員が行うものとする。</p> <p>2 調査項目</p> <p>源泉調査は、県内全源泉について毎年1回行う定期調査と、温泉掘削許可申請時等に必要に応じて行う臨時の調査とに分け、次の項目について調査を行うものとする</p> <p>(1) 泉温、<u>ゆう</u>出量（揚湯量）、電気伝導率<u>並びに可燃性天然ガス及び硫化水素ガス濃度</u>等の測定</p> <p>(2) 温泉動力装置の出力、種類等</p>	<p>5 責任者に対する指導</p> <p>(1) 薬務課長は、4－(1)により保健所長から報告を受けたときは、状況に応じて責任者を薬務課に招致させるか薬務課職員を現地に派遣して、責任者に対して自主的な改善を指示するものとする。</p> <p>(2) <u>自主的に違反を改めることに応じた者で、付近源泉に影響がないと判断されるときは</u>、<u>始末書を徴した上で当該工事にかかる許可申請を認めるものとする。</u></p> <p>(3) 自主的に改善することに応じない者については、温泉法違反事項改善指示書（様式－4）を交付し、改善を勧告するものとする。</p> <p>6 原状回復命令</p> <p>3－(1)、(2)及び5の措置によっても改善がみられないときは、温泉法第10条の規定に基づく原状回復命令（様式－5）を発し、以後同法の定めるところによるものとする。</p> <p>第3 源泉調査</p> <p>1 源泉調査実施者</p> <p>源泉調査は、温泉権利者又は管理者及び市町村職員の<u>立ち</u>会いの上、薬務課及び保健所の温泉監視員が行うものとする。</p> <p>2 調査項目</p> <p>源泉調査は、県内全源泉について毎年1回行う定期調査と、温泉掘削許可申請時等に必要に応じて行う臨時の調査とに分け、次の項目について調査を行うものとする。</p> <p>(1) 泉温、<u>湧</u>出量（揚湯量）、電気伝導率、<u>水位</u>等の測定</p> <p>(2) 温泉動力装置の出力、種類等</p>
--	---

<p>(3) 温泉権利者等の確認</p> <p>(4) 源泉における温泉成分分析の実施状況</p> <p>(5) その他源泉に関わる事項</p> <p>3 <u>調査時における処置及び指導</u></p> <p>温泉監視員は、源泉調査と併せて温泉監視を行うものとし、第2-2の監視項目について違反事項又は指導事項を発見したときは、温泉監視結果通知書を交付し必要な指示及び指導を行うものとする。</p> <p><u>第4 登録分析機関への立入検査</u></p> <p>1 <u>立入検査実施者</u></p> <p><u>登録分析機関への立入検査は、登録分析機関の分析責任者が立会いの上、業務課温泉監視員が行うものとする。</u></p> <p>2 <u>立入検査内容</u></p> <p><u>温泉監視員は、次の項目について検査を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能が、環境省令で定める基準に適合しているか。</u></p> <p>(2) <u>温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有しているか。</u></p> <p>(3) <u>申請者が法第19条第4項各号に該当しないものであるか。</u></p> <p>(4) <u>届出は適正に行われているか。</u></p> <p>(5) <u>事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しているか。</u></p> <p>(6) <u>温泉成分分析の求めがあった場合には、正当な理由がなく拒んでいないか。</u></p> <p>(7) <u>温泉成分分析の実施に当たって厳正を保持し、不正の行為がないか。</u></p>	<p>(3) 温泉権利者等の確認</p> <p>(4) 源泉における温泉成分分析の実施状況</p> <p>(5) その他温泉源泉に関わる事項</p> <p>3 温泉監視員は、源泉調査と併せて温泉監視を行うものとし、第2-2の監視項目について違反事項又は指導事項を発見したときは、温泉監視結果通知書を交付し必要な指示及び指導を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
--	---

(8) 温泉成分分析は、原則として、鉱泉分析法指針に基づき適正に実施されているか。

(9) 温泉分析書及びその別表は、鉱泉分析法指針に基づき適正に記載されているか。

3 検査時における処置及び指導

温泉監視員が立入検査を実施した結果は、登録分析機関監視指導結果通知書（様式－6）に記載するものとする。

なお、立入検査の結果、2－(1)～(9)のいずれかの項目が不適合と判断された場合、登録分析機関の責任者に対して改善を指導するものとする。

登録分析機関がその指示に従わない場合は、温泉法違反事項改善指示書（様式－4）を交付し、改善を勧告するものとする。

第5 温泉監視結果及び源泉調査結果の処理

本要領により実施した監視結果については、次のとおり記録するものとする。

(1) 温泉監視

薬務課及び保健所において、その処理経過を整理し、必要に応じて温泉源泉台帳（群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第33号）に記録するものとする。

(2) 源泉調査

温泉源泉台帳（群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第33号）に記録するものとする。

(3) 登録分析機関への立入検査

登録分析機関監視指導結果通知書（様式－6）を登録簿に綴るものとする。

第4 温泉監視結果及び源泉調査結果の処理

温泉監視結果については、薬務課及び保健所においてその処理経過を整理しておくものとし、源泉調査結果については温泉源泉台帳（群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第30号）に記録しておくものとする。

様式－1 温泉監視結果通知書（源泉）

様式－1

温泉監視結果通知書（源泉）				
平成 年 月 日				
様				
温泉監視員 所属 氏名				
本日実施した温泉監視の結果について、次のとおり通知する。 なお、違反、指示事項については至急改善されたい。				
1	監視した源泉	所在地		
	又は施設	名称	温泉地名	源泉名
		責任者	電話番号	
2	違反事項			
3	自主管理	1 自動観測機器等を設置し、自動記録している。 2 計測機器を設置し、表示されている数値を記録している。 3 容積法等により管理者自らが測定し、その結果を記録している。 4 計測機器はあるが、記録はしていない。 5 何もしていない。		
	実施状況	計測項目 <small>（計測している項目を○で囲む）</small>	泉温	湧出量
			水位	
4	指示事項 <small>該当する番号を○で囲んでありますので、○が無ければ問題ありません。</small>	1 前回の分析から10年を経過しておりますので温泉の中分析を実施してください。 ※前回の分析年月日：平成 年 月 日		
		2 源泉での測定ができるように措置してください。 3 温泉権利者等変更届を、保健所長へ提出して下さい。 （変更内容： ） 4 泉温等日常管理できる項目について、記録することが望ましい。 5 その他（ ）		
5	調査結果	調査年月日	平成 年 月 日	前回の結果
		気 温	℃	
		泉 温	℃	
		湧 出 量	ℓ/分	
		電気伝導率	mS/m	
		H ₂ S又はCH ₄	<small>（計測方法）</small>	
調査年月日	平成 年 月 日	昨年の結果		
気 温	℃			
泉 温	℃			
湧 出 量	ℓ/分			
電気伝導率	mS/m			
H ₂ S又はCH ₄	<small>（計測方法）</small>			
6	立会者	（自署のこと）		

様式－1 温泉監視結果通知書（源泉）

様式－1

温泉監視結果通知書（源泉）				
平成 年 月 日				
様				
温泉監視員 所属 氏名				
本日実施した温泉監視の結果について、次のとおり通知する。 なお、違反、指示事項については至急改善されたい。				
1	監視した源泉	所在地		
	又は施設	名称	温泉地名	源泉名
		責任者	電話番号	
2	違反事項	<参考> ※前回の分析年月日		
3	指示事項 <small>該当する番号を○で囲んでありますので、○が無ければ問題ありません。</small>	1 前回の分析から10年を経過しておりますので温泉の中分析を実施してください。		
		2 源泉での測定ができるように実施の変更を検討してください。 3 所有者変更届を 保健福祉事務所衛生係へ提出してください。 4 その他（ ）		
4	調査結果	調査年月日	平成 年 月 日	昨年の結果
		気 温	℃	
		泉 温	℃	
		湧 出 量	ℓ/分	
		電気伝導率	mS/m	
		H ₂ S又はCH ₄	<small>（計測方法）</small>	
調査年月日	平成 年 月 日	昨年の結果		
気 温	℃			
泉 温	℃			
湧 出 量	ℓ/分			
電気伝導率	mS/m			
H ₂ S又はCH ₄	<small>（計測方法）</small>			
5	立会者	（自署のこと）		

様式－2 温泉監視結果通知書（利用）

－省略－

様式－3 温泉監視結果通知書（利用）※硫黄泉を利用する温泉利用施設

－省略－

様式－2 温泉監視結果通知書（利用）

－省略－

様式－3 温泉監視結果通知書（利用）※硫黄泉を利用する温泉利用施設

－省略－

様式－４ 温泉法違反事項改善指示書

様式－４

温泉法違反事項改善指示書

薬第 号
年 月 日

様

(関係機関の長)

温泉法違反事項について、自主的に改めるよう指導してきたが、改善が認められないので次のとおり措置するよう指示する。

なお、指示どおり改められないときは、法の定めるところにより処置するので念のため申し添える。

違 反 事 項		指 示 事 項	
1		1	
2		2	
3		3	
改 善 時 期	年 月 日		
改 善 結 果 報 告	改善した結果については、文書をもって 年 月 日までに改善すること。		

様式－４ 温泉法違反事項改善指示書

様式－４

温泉法違反事項改善指示書

薬第 号
年 月 日

様

群馬県健康福祉部薬務課長

温泉法違反事項について、自主的に改めるよう指導してきたが、その誠意が認められないので次のとおり措置するよう指示する。

なお、指示どおり改められないときは、法の定めるところにより処置するので念のため申し添える。

違 反 事 項		指 示 事 項	
1		1	
2		2	
3		3	
改 善 時 期	年 月 日		
改 善 結 果 報 告	改善した結果については、文書をもって 年 月 日までに改善すること。		

様式－5 温泉無許可（掘削・増掘・動力装置）工事現状回復命令書

－省略－

様式－5 温泉無許可（掘削・増掘・動力装置）工事現状回復命令書

－省略－

様式－6				
登録分析機関立入検査結果通知書				
年 月 日				
様		温泉監視員 所属 氏名		
本日実施した、温泉法第28条第1項に基づく立入検査の結果について、次のとおり通知する。				
監視項目			判定	備考
登録年月日		登録番号		
登録分析機関	名称	代表者		
	所在地			
分析施設	名称			
	所在地			
分析責任者氏名		有する資格		
温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能が環境省令で定める基準に適合しているか。				【法第19条第3項第1号】
環境省令で定める基準	1.	ガラス製棒状温度計 (日本工業規格B7411に適合し、目量が0.1度以下)		<メーカー> <型式>
	2.	化学天びん (秤量が10g以上であって、感量が0.1mg以下)		<メーカー> <型式>
	3.	原子吸光光度計		<メーカー> <型式>
	4.	分光光度計		<メーカー> <型式>
	5.	水素イオン濃度計 (日本工業規格Z8802に適合するガラス電極法による形式のもの)		<メーカー> <型式>
	6.	イオンクロマトグラフ		<メーカー> <型式>
	7.	IM泉効計又は液体シンチレーションカウンター		<メーカー> <型式>
		IM泉効計を保有していない場合は、借り受ける契約又は測定を委託する契約を書面により締結していること。		<メーカー> <型式>
8.	水銀用原子吸光光度計		<メーカー> <型式>	
温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有しているか。				【法第19条第3項第2号】
申請者が法第19条第4項各号に該当しない者であるか。				【法第19条第4項第1、2、3号】
届出は適正に行われているか。				【法第20条】
事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しているか。				【法第24条】
温泉成分分析の求めがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。				【法第27条】
温泉成分分析の実施に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしているか。				【規則第18条】
立会者	(自署のこと)			

(裏)

(新規)

温泉分析書 記載内容確認表 <裏面>			
登録分析機関名(登録番号):		(第 号)	
必要項目	留意点	判定	備考
1. 温泉分析試験を依頼した者の氏名、住所			
分析を依頼した者の氏名及び住所			
2. 源泉の所在地とその名称			
源泉の所在地及びその名称	<input type="checkbox"/> 源泉の所在地及びその名称が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 採水地を記載する場合は、採水箇所を具体的に記載していること。		
3. 湧出地(現地)における調査および試験成績			
調査および試験を行った者の氏名、所属する登録分析機関の名称			
現地調査および試験実施の年月日			
泉温および気温(℃)			
湧出量または利用量(L/min)			
自然湧泉泉、掘削井(自噴・動力揚湯)の別			
知覚的試験	<input type="checkbox"/> 成分が酸化等により変化しやすい場合は、試料採取からの経過時間が併記されていること。		
pH値			
電気伝導率			
ラドン量(Bq/kg)(Ci/kg; マッヘ単位)(定量方法)試験を行わなかったときは記載しない。	<input type="checkbox"/> ラドン量の試験を行わなかったときは記載されていないこと。		
4. 試験室における試験成績			
試験室における試験を行った者の氏名、所属する登録分析機関の名称			
分析終了の年月日			
知覚的試験	<input type="checkbox"/> 成分が酸化等により変化しやすい場合は、試料採取からの経過時間が併記されていること。		
密度	<input type="checkbox"/> 小数点第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載されていること。		
pH値			
蒸発残留物			
5. 検水1kg中の成分、分量および組成			
陽イオン表(mg, mval, mval%) 陰イオン表(mg, mval, mval%) 非解離成分表(mg, mmol) 溶存物質質量(ガス状のものを除く)(g) 溶存ガス成分(mg, mmol) 成分総量(g) その他の微量成分含有量	<input type="checkbox"/> 検査を行っていない項目が記載されていないこと。 <input type="checkbox"/> 源泉1kg中の各成分の量がmg単位で示されていること。 <input type="checkbox"/> mgの数値は実数4桁以内で小数第1位までとしていること。 <input type="checkbox"/> mvalの数値は実数4桁以内で小数第2位までとする。こと。 <input type="checkbox"/> mval%はmval合計値に対する各成分のmval値の百分率として計算し、小数第2位まで記載されていること。 <input type="checkbox"/> 陽イオンと陰イオンのmval値の合計は誤差の範囲内で一致していること。(評価値が5%を超える場合は分析結果を再検討) <input type="checkbox"/> 弱電解質(チオ硫酸、りん酸、メタ亜硫酸及びヒ酸、メタけい酸及びメタほう酸)は現地におけるpH測定値によりイオン表に記入されていること。 <input type="checkbox"/> 解離成分計=陽イオン+陰イオンであること。 <input type="checkbox"/> 溶存物質合計(ガス状のものを除く)=解離成分総量+非解離成分であること。 <input type="checkbox"/> 成分総計=解離成分総量+非解離成分+溶存ガスであること。		
6. 泉質の判定			
泉質名			
7. 成績書作成の年月日等			
成績書作成年月日、作成者			
8. 別紙(禁忌症、適応症など)			
『浴用』『飲用』の禁忌症、適応症	<input type="checkbox"/> 浴用、飲用それぞれの場合で記載されていること。		
療養泉の禁忌症、適応症	<input type="checkbox"/> 療養泉でない場合、適応症は『療後回復期、疲労回復、健康増進』の記載とすること。		